

第2次  
三重地震対策  
アクションプログラム

平成19年7月

三 重 県

## は じ め に

三重県では、東海地震に係る地震防災対策強化地域への県内市町の指定（平成18年4月現在10市町）、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域への県内全域の指定の動きを踏まえて、県民の安全を最重要課題として、基本理念と目標を定めた「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、平成14年度から平成18年度までの5年間に、地震対策を重点的に実施しました。

その取組の結果、地震対策に係る全庁的な推進体制の構築や情報共有が進むとともに、地域における自主的な防災活動の気運の醸成、防災行政無線や広域防災拠点施設をはじめとする防災基盤の整備等について一定の成果があったと考えています。

しかし、減災を実現するうえで、最も重要な取組である住宅等の建築物の耐震化や、津波対策についてはまだまだ十分ではなく、さらに、平成16年の新潟県中越地震では、災害時要援護者対策や孤立対策の重要性が教訓として得られるなど、新しい課題も生じています。

「三重地震対策アクションプログラム」は、平成18年度で計画期間が終了したため、これまでの取組の具体的な進捗や成果を点検、評価するとともに、東海地震、東南海・南海地震の切迫性や高齢化・情報化等の時代の進展、防災に対する県民意識の変化、新たな課題等を踏まえて、「減災」に重点を置いた行動計画「第2次三重地震対策アクションプログラム」を策定しました。

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、防災風土の醸成、被害の軽減（減災）、応急体制の確立の3つを施策目標とし、それぞれの施策目標に対応する5つの施策の柱、30の施策項目、97のアクションを体系的に明示しています。

「第2次三重地震対策アクションプログラム」の特徴は、「県民一人ひとりの力」と「地域の力」を高め、防災が三重県の風土として広がる気運づくりや、自主的な防災活動の活性化（防災風土の醸成）、「減災」を実現するための、「選択と集中」による、効果的な基盤づくり（被害の軽減（減災））、震災時に迅速な初動対応がとれるよう、関係機関とも連携したハード面、ソフト面の取組やしくみの構築（応急体制の確立）を施策目標としたことにあります。

三重県では、今後、市町、県民の皆さんや、自主防災組織、企業、NPO等地域における多様な主体とともに、「三重地震対策アクションプログラム」で構築された全庁的な体制において、総合的な地震対策を一層進めていきます。

県民の皆さんにおかれましては、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方に基づく行動を実践していただき、県民、地域、企業、行政が一体となった取組の展開に向け、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成19年7月  
三 重 県

# 目 次

## 第1編

1. 第2次三重地震対策アクションプログラム策定にあたって	1
(1) 地震対策をめぐる近年の状況	1
(2) 三重地震対策アクションプログラムの取組の成果と課題	2
(3) 第2次三重地震対策アクションプログラムの位置づけ	5
(4) 三重県の減災目標	6
2. 第2次三重地震対策アクションプログラムの基本的事項	7
(1) 目的	7
(2) 実施主体	7
(3) 計画期間	8
(4) 進行管理	8
(5) 「三重県の減災目標」と「第2次三重地震対策アクションプログラム」	8
3. 第2次三重地震対策アクションプログラムの施策体系	10
(1) 施策体系	10
(2) 施策目標	10
(3) 施策の柱	13

## 第2編

1. 第2次三重地震対策アクションプログラムの項目	15
2. 第2次三重地震対策アクションプログラム	16
「防災風土の醸成」	
施策項目(1) 地震調査研究の推進	17
施策項目(2) 防災啓発の充実	17
施策項目(3) 防災教育の推進	18
施策項目(4) 県民自らによる防災行動の促進	19
施策項目(5) ボランティア派遣体制の整備	19
施策項目(6) 企業防災活動の促進	20
施策項目(7) 防災に関する人材の育成	20
「被害の軽減(減災)」	
施策項目(8) 津波対策の推進	21
施策項目(9) 個人住宅の耐震化	22
施策項目(10) 県・市町有施設の耐震化	22
施策項目(11) 医療施設・社会福祉施設の耐震化	23
施策項目(12) 学校施設の耐震化	23
施策項目(13) 民間施設等の耐震化	24
施策項目(14) 地震に強いまちづくりの推進	24
施策項目(15) 避難対策の促進	26

施策項目（16）	災害時要援護者対策の推進	27
施策項目（17）	孤立対策の促進	28
施策項目（18）	帰宅困難者対策の推進	29
施策項目（19）	医療救護体制の充実強化	29
施策項目（20）	経済的被害の軽減	30
	「応急体制の確立」	
施策項目（21）	防災訓練の実施	31
施策項目（22）	災害対策本部機能の充実強化	32
施策項目（23）	市町防災力の向上	32
施策項目（24）	災害時の情報収集・伝達、広報活動体制の確立	33
施策項目（25）	緊急輸送道路の整備、交通対策の促進	33
施策項目（26）	災害時における応急給水体制等の確立	34
施策項目（27）	災害廃棄物対策の促進	35
施策項目（28）	住宅応急対策の促進	35
施策項目（29）	被災者支援体制の整備	36
施策項目（30）	震災復興体制の整備	36

## 資料編

1．	目標項目等解説	37
2．	用語解説集	59
3．	進行管理シート	70

## 第1編

### 1. 第2次三重地震対策アクションプログラム策定にあたって

#### (1) 地震対策をめぐる近年の状況

##### 大規模地震の切迫性

三重県に大きな影響を及ぼすことが懸念される地震として「東海地震」、「東南海・南海地震」や内陸活断層による地震が想定されています。

三重県は、東海地震の震源域の見直しによって、平成14年4月に「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災対策強化地域に18市町村(平成18年4月1日現在10市町)が指定されました。また、平成15年7月に施行された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、同年12月に県内全域が地震防災対策推進地域に指定されました。

地震調査研究推進本部の発表によれば、大規模地震の今後30年以内の発生確率は、東南海地震で60%~70%、南海地震で50%程度(平成19年1月1日時点)、東海地震は、いつ発生しておかしくないといわれていて、3地震とも今世紀前半の発生が懸念されています。

##### 近年の地震災害

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、未曾有の被害が発生し、以後この地震の教訓により様々な地震対策を進めてきました。

平成16年9月に紀伊半島南東沖の地震、同年10月に新潟県中越地震、同年12月にスマトラ沖大地震とインド洋大津波、平成17年3月に福岡県西方沖地震が発生し、津波からの避難行動、孤立集落の発生、災害時要援護者の避難対策、自家用車での避難生活によるエコノミークラス症候群の発生、津波情報の伝達など様々な課題が明らかになりました。

また、三重県でも平成19年4月に、新震度階級が運用開始されて以来、県内で初めて震度「5強」を観測する内陸活断層による地震が発生し、県民の地震に対する不安が増しています。

##### 被害想定調査結果

東海地震や東南海・南海地震は、過去の発生例やこれまでの研究成果から、3つの地震が連動して発生する可能性が指摘されています。三重県が平成17年3月に取りまとめた被害想定調査結果(以下、「被害想定調査」という。)では、これらの地震が同時発生すると、三重県内において、最大で死者が約4,800人、家屋全壊が約66,100棟という甚大な被害が想定されています。

また、県内主要活断層による地震においても、局地的に大きな被害が想定されています。

## 防災に関する県民意識調査結果

平成14年度から毎年「防災に関する県民意識調査」を実施しています。この結果によると、大規模地震に関心を持っている県民の割合は90%を超えるものの、住宅の耐震化や家具の固定、非常持ち出し袋の準備など家庭での地震対策については、まだまだ取組が進んでいません。

## (2) 三重地震対策アクションプログラムの取組の成果と課題

平成14年度から平成18年度に取り組んだ「三重地震対策アクションプログラム」は、地震災害に強い県土の実現をめざし、4つの目標と12の施策の柱、50のアクション、355の具体的なアクションで構成しました。

### 4 目 標

- ・地震対策の推進基盤づくり
- ・防災力向上のための人づくり・まちづくり
- ・災害時に迅速に対応できる体制づくり
- ・安定した復旧復興に向けた体制づくり

「三重地震対策アクションプログラム」の取組の成果と課題の概要は次のとおりです。

地震対策の推進基盤づくり（4アクション：17具体的なアクション）	
<b>成果</b>	<p>三重県地震対策推進条例の制定、三重県地震対策会議、三重県市町村等地震対策協議会の設置など、地震対策の推進体制が構築できました。</p> <p>三重県防災危機管理関係機関連絡会議、三重県ライフライン企業等連絡協議会を設置するなど、防災関係機関との連携を強化することができました。</p> <p>津波シミュレーション、活断層調査、地震被害想定調査等、地震対策を進めていくうえで、必要な基礎データを蓄積することができました。</p>
<b>課題</b>	<p>行政や防災関係機関が連携した地震対策の推進体制は構築することができましたが、その体制を一層強化するとともに、県や市町と地域住民が連携・協働した地震対策の推進体制づくりが必要です。</p>

防災力向上のための人づくり・まちづくり (15アクション：99具体的なアクション)	
<b>成果</b>	<p>地域における自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の組織化に取り組んだ結果、県内の自主防災組織の組織率は90%を超えました。また、研修会を開催し4,809人の自主防災組織リーダーを養成しました。</p> <p>平成15年度に津波浸水予測図を作成し、沿岸地域における津波避難</p>

	<p>計画の策定を促進した結果、240 地区において津波避難計画が策定されました。</p> <p>防災に関する意識・知識・技能を有する人材の育成を目的に、「みえ防災コーディネーター育成講座」を開講し、223 人の「みえ防災コーディネーター」が誕生しました。また、災害時に被災地のニーズと現地に駆けつけたボランティア等のコーディネートを担当する人材の養成を目的に、「防災ボランティアコーディネーター養成講座」を開講し、197 人の「防災ボランティアコーディネーター」を養成しました。</p>
<p><b>課題</b></p>	<p>テレビやラジオによる防災番組の放送、県内各地での地震防災講演会の開催、県内全世帯への啓発冊子の配付、出前トークの実施、地震体験車の活用による啓発、啓発ビデオの製作など、様々な啓発活動を実施しました。しかし、県民の皆さんの地震への関心は 90% を超えているものの、自助・共助の取組はまだまだ進んでいません。自助・共助の実践に結びつく啓発活動の実施が必要です。</p> <p>自主防災組織の組織率は大きく向上しましたが、訓練等の実施率は約 75% となっているため、自主防災組織のさらなる活性化が必要です。</p> <p>「みえ防災コーディネーター」や「防災ボランティアコーディネーター」の養成は進みましたが、養成した人材が地域で効果的に活動できるよう、活動体制づくりが必要です。</p> <p>津波による被害軽減のためのハード対策は、費用や時間もかかることから、計画的に取り組むとともに、津波避難に関するソフト対策についても、より効果的に取り組んでいくことが必要です。</p> <p>個人住宅の耐震化については、県として耐震診断や耐震化への支援制度を創設した結果、県内すべての市町が住民への補助制度を設けましたが、個人での取組が進んでいません。積極的に耐震化に取り組む正しい防災知識の普及や制度の周知など、一層の取組が必要です。</p>

<p align="center"><b>災害時に迅速に対応できる体制づくり</b> (27 アクション : 221 具体的なアクション)</p>	
<p><b>成果</b></p>	<p>三重県職員防災ハンドブックの改訂、災害配備体制マニュアルの更新、各種防災専門研修への職員派遣等を進めることによって、県の防災体制の充実強化をはかることができました。</p> <p>定期的に図上訓練を実施し、その訓練結果の検証を通して、災害対策本部の体制強化や職員の災害対応能力の向上をはかることができました。</p>

	<p>災害時要援護者対策では、県内2地区をモデル地区として、地域住民の参画を得ながら災害時要援護者避難対策に取り組み、「地域住民のための災害時要援護者避難対策マニュアル作成指針」等を作成して、市町・関係機関の取組を促進することができました。</p> <p>地上系防災行政無線のデジタル化及び有線系ネットワークを整備し、情報通信の高度化・強化、使いやすさの向上により、災害時の情報通信手段の強化・充実をはかることができました。</p> <p>孤立が懸念される東紀州地域において、広域防災拠点の施設整備に着手しました。</p> <p>災害時における救助・救援や応急活動が円滑に実施できるよう、緊急輸送道路の整備に取り組んだ結果、県管理の緊急輸送道路の整備率は約76%、橋りょうの耐震化率は約75%となりました。また、落石危険箇所については47箇所を整備しました。</p>
<p><b>課題</b></p>	<p>災害時における初動体制を迅速に実施するために、防災関係機関等と連携した実効性ある応急対策活動計画の整備が必要です。</p> <p>東紀州地域に引き続き、他地域においても「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、広域防災拠点の施設整備を進めていくことが必要です。</p> <p>災害時要援護者や帰宅困難者への対応、孤立対策等新たな被害態様への対策について、多様な主体の連携・協働による地域ぐるみの支援体制の構築が必要です。</p> <p>地域の災害医療体制を構築するために、医療従事者等の知識・技術の向上、医療機関、市町、消防、保健所等が連携した活動の仕組みづくりが必要です。</p> <p>災害時における地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動、物資輸送活動を円滑に実施できるよう、緊急輸送道路の一層の整備が必要です。</p>

<p align="center"><b>安定した復旧復興に向けた体制づくり</b> <b>(4アクション: 18具体的なアクション)</b></p>	
<p><b>成果</b></p>	<p>被災者の健康・こころのケア対策としては、「震災時保健師活動マニュアル」を作成し、被災者への健康、こころのケア訪問体制について整備することができました。また、こころのケアに対する人材育成においては、リスナー指導者を124名、リスナーを667名養成することができました。</p>
<p><b>課題</b></p>	<p>被害の拡大を抑えるためのしくみづくりや、被災者の生活再建に向けたニーズを迅速に集約し、行政サービス、教育、ライフライン等の早期復旧に結びつけるための仕組みづくりなど、震災復興体制の整備が必要です。</p>

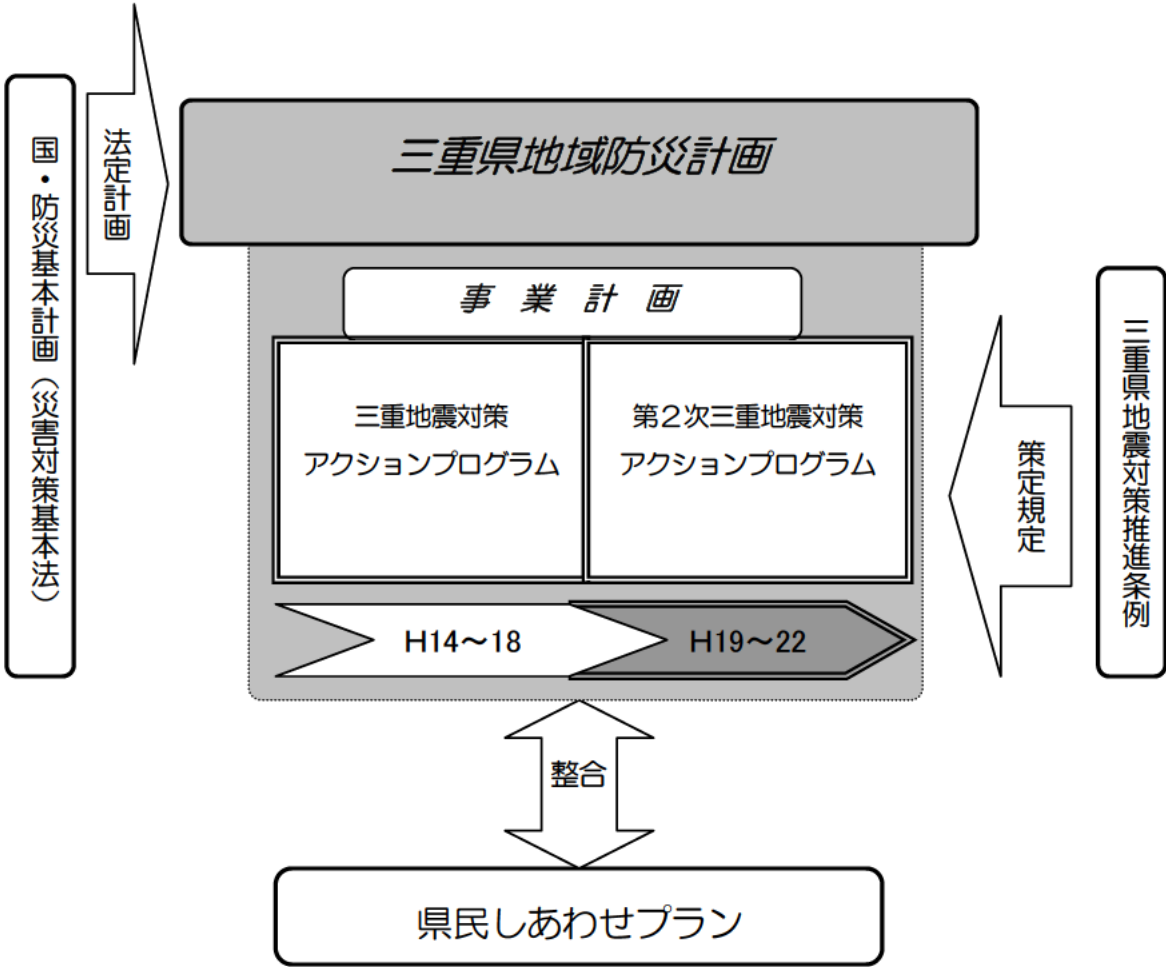


○早期復旧への備えとして、多くの企業において防災計画・事業継続計画（BCP）が作成されることが必要です。

**(3) 第2次三重地震対策アクションプログラムの位置づけ**

「第2次三重地震対策アクションプログラム」は、「三重県地震対策推進条例」第7条第3項に基づく事業計画として位置づけるとともに、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を具体的に推進するための行動計画とします。

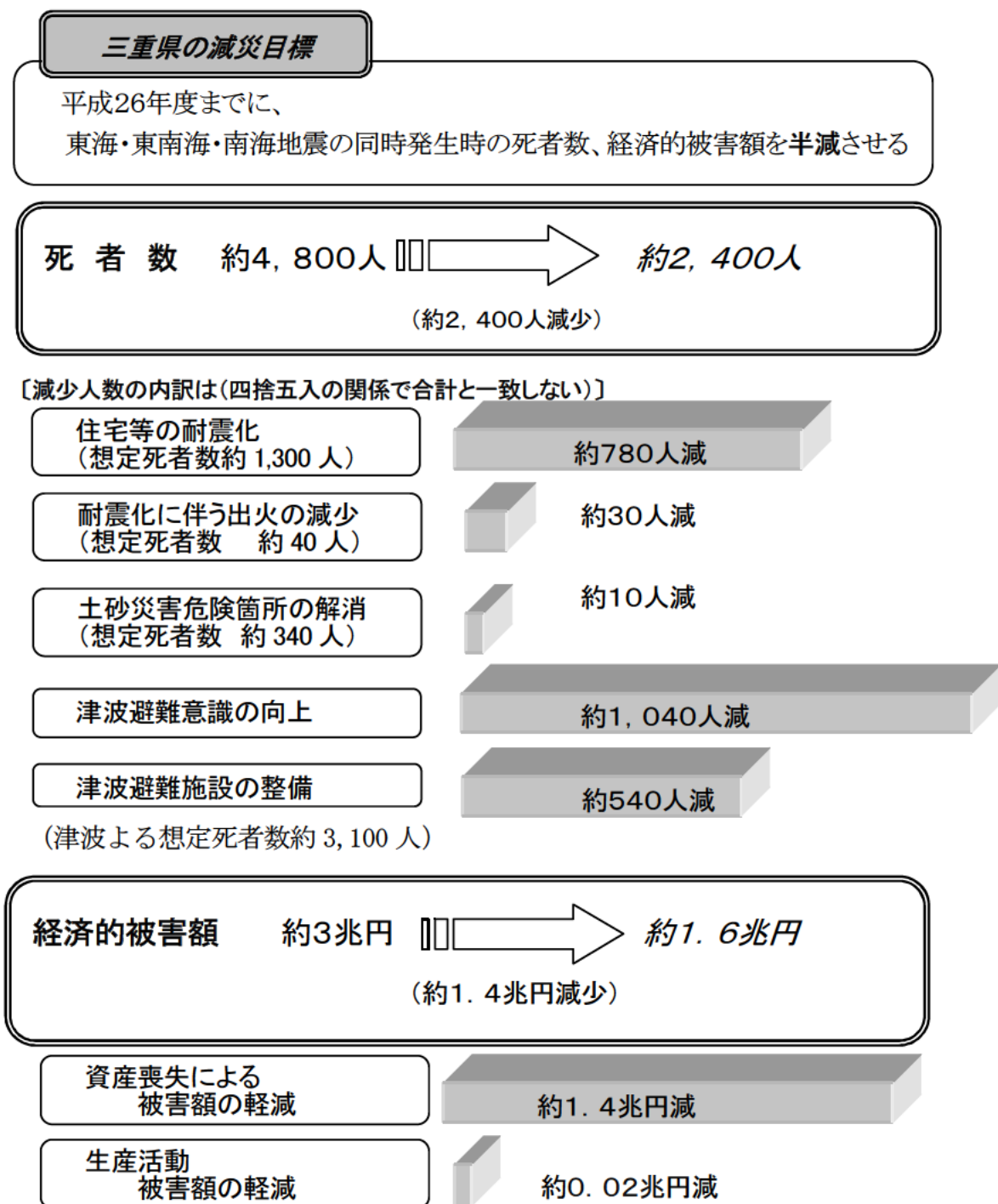
また、県の総合計画「県民しあわせプラン」とも整合をはかり、総合的かつ計画的な地震対策を進めます。



【 図1 三重地震対策アクションプログラムの位置づけ 】

#### (4) 三重県の減災目標

国においては、平成17年3月に中央防災会議で減災に向けた「地震防災戦略」が策定され、これを受けて「第2次三重地震対策アクションプログラム」に「三重県の減災目標（県版「地震防災戦略」）」を定めて、その目標達成のために取り組みます。（図2）



経済的被害額は、「被害想定調査」の倒壊家屋等の想定被害量を基に算出しました。

【 図2 三重県の減災目標 】

## 2. 第2次三重地震対策アクションプログラムの基本的事項

### (1) 目的

東海地震、東南海・南海地震や内陸活断層による大規模地震からの減災を実現するためには、県や市町、防災関係機関による取組だけでなく、県民の皆さんをはじめ、自主防災組織、企業、NPO等の多様な主体と連携・協働した総合的な地震対策を推進していくことが重要です。

このため、「三重地震対策アクションプログラム」における成果を活かすとともに、残された課題や近年の地震災害から得られた教訓を踏まえ、「第2次三重地震対策アクションプログラム」は、自助・共助・公助による地震対策を総合的かつ計画的に進めるための行動計画とします。

「第2次三重地震対策アクションプログラム」の推進を通して、三重県地域防災計画の実効性を高め、地震災害に強い三重県の実現をめざします。

### (2) 実施主体

「第2次三重地震対策アクションプログラム」は、多様な主体の協働による行動計画と位置づけ、それぞれの主体が役割を担い、連携・協働して、地震対策の取組を推進します。

なお、それぞれの主体に期待される主な役割は、次のとおりです。

#### 県民

自らの身の安全は自ら守る「自助」の考え方にに基づき、自分の命や生活を守る活動を行う個人

自らの地域は皆で守る「共助」の考え方にに基づき、地域防災活動を担う団体、自主防災組織、NPO、ボランティア など

#### (期待される主な役割)

自然の脅威を知り、正しい防災知識を持つ。

住宅の耐震化、家具の固定、非常時の食料備蓄等、大規模地震に備える。

発災時には、迅速に避難等を行う。

平常時から、防災訓練等を実施して、地域防災力の向上に取り組む。

災害時には、行政や他の地域団体と連携・協働して、救助・救援活動に取り組む。

#### 企業

事業所、医療法人、学校法人 など

#### (期待される主な役割)

従業員や施設の安全確保に取り組む。

企業における防災計画・事業継続計画（BCP）の作成に取り組む。

地域の自主防災組織、NPO等と連携・協働して、災害時要援護者や帰宅困難者に対する支援活動などの防災活動に取り組む。

#### 行政

県、市町、防災関係機関 など

#### (期待される主な役割)

自主的な防災活動が継続して実施される気運を一層高める施策を推進する。  
減災のための防災基盤の整備を推進する。  
災害時における活動体制を一層強化する。

#### (3) 計画期間

計画の期間は、平成19年度～22年度の4年間とします。

#### (4) 進行管理

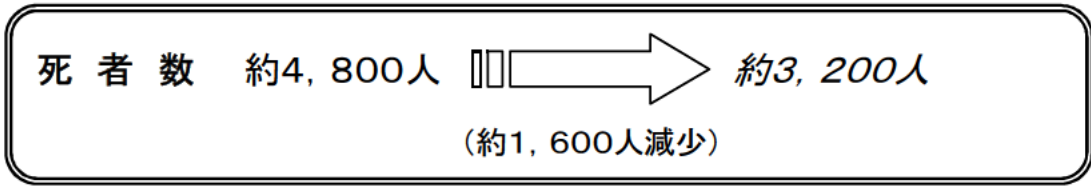
「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、アクションの実効性を確保するために、主担当部がすべてのアクションに目標値を設定して毎年度目標達成に向けて進行管理を行います。

なお、アクションプログラムの全体の進捗状況については、防災危機管理部で取りまとめ、毎年度公表するとともに、三重県地震対策会議等で進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

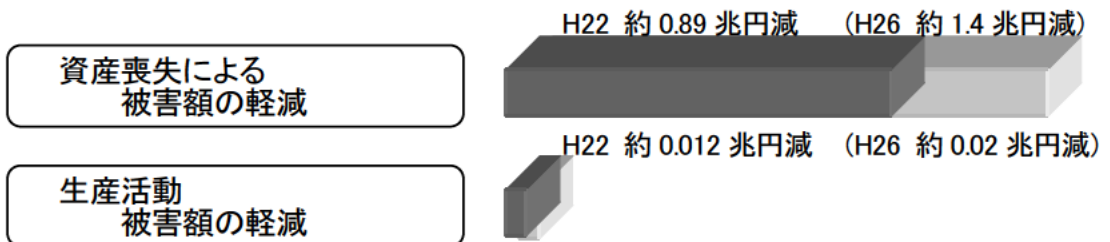
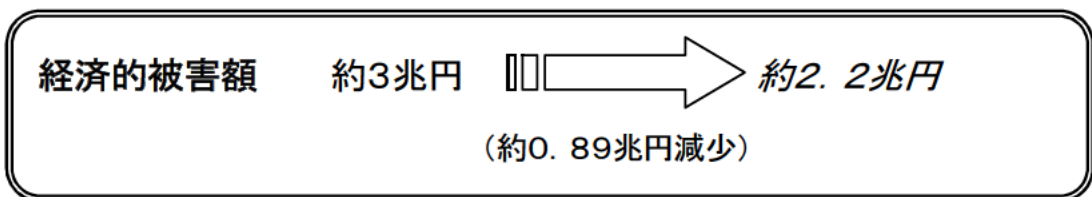
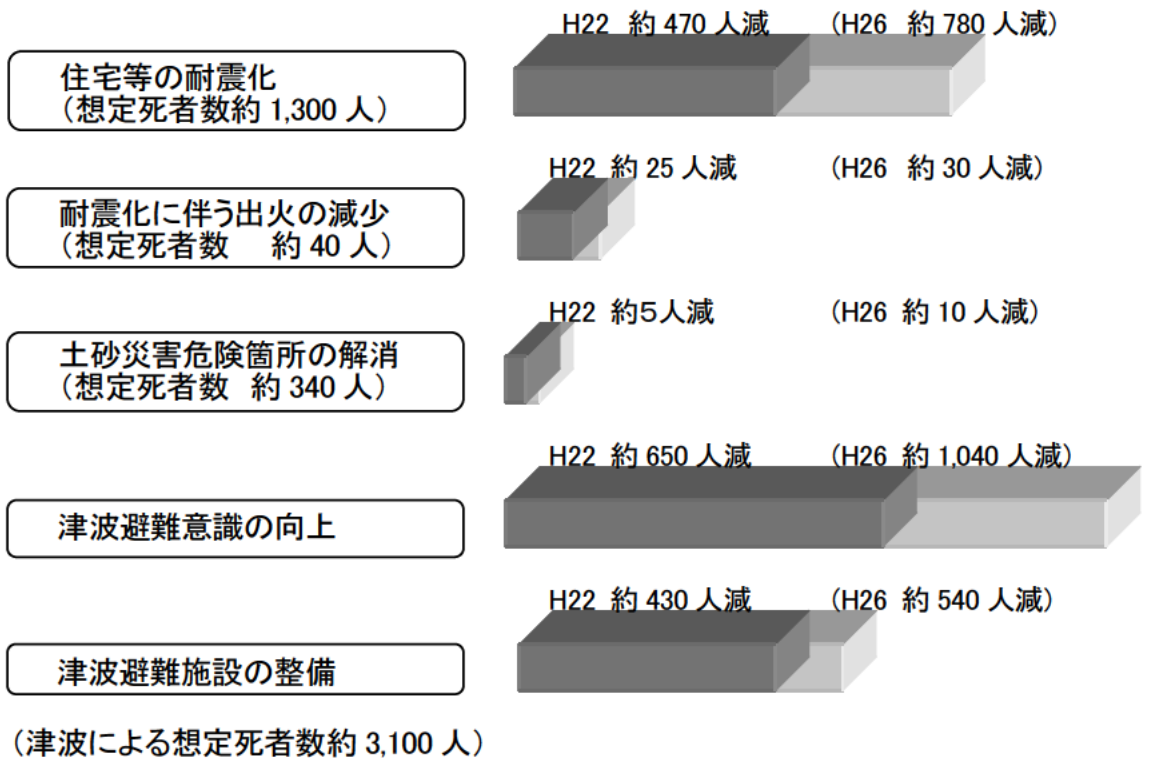
#### (5) 「三重県の減災目標」と「第2次三重地震対策アクションプログラム」

「三重県の減災目標」は、平成26年度までの目標であるため、「第2次三重地震対策アクションプログラム」の計画期間内(平成22年度まで)における減災目標は次のとおりとし、計画期間終了後に検証することとします。(図3)

第2次三重地震対策アクションプログラムにおける平成22年度時点での  
「減災目標」



[約1,600人減少の内訳(四捨五入の関係で合計と一致しない)]



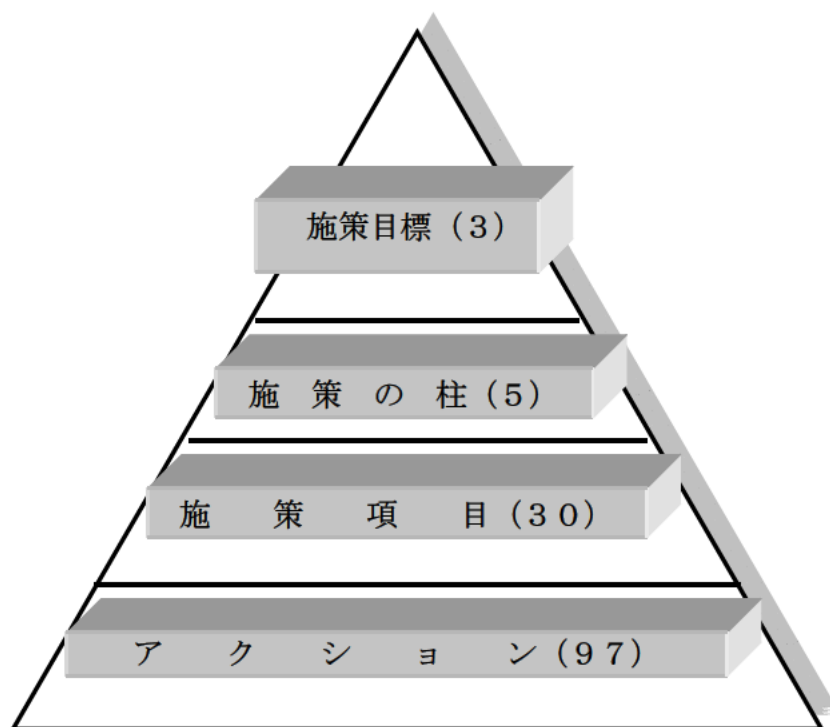
経済的被害額は、「被害想定調査」の倒壊家屋等の想定被害量を基に算出しました。

【 図3 平成22年度時点での減災目標 】

### 3. 第2次三重地震対策アクションプログラムの施策体系

#### (1) 施策体系

「第2次三重地震対策アクションプログラム」の施策体系は次のとおりです。



【 図4 第2次三重地震対策アクションプログラムの体系 】

#### (2) 施策目標

大規模地震からの減災を実現する地震対策を推進するために、「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、「新しい時代の公」にふさわしい進め方や、「文化力」の3つの側面に着目し、新たな施策目標を設定しました。

施策目標に、施策の柱、施策項目、アクションを体系的に整理し、具体的な取組を明示するとともに、アクションに目標値を設定し推進します。

## 大規模地震からの減災

「三重地震対策アクションプログラム」の検証結果や新たな課題を踏まえ、東海地震、東南海・南海地震や内陸直下型の大規模地震からの減災を実現するため、総合的かつ計画的な地震対策を推進します。また、東海・東南海・南海地震が同時発生した場合に想定される死者数、経済的被害額を平成26年度までに「半減」することを「三重県の減災目標」とします。

### 「新しい時代の公」

行政が、県民、地域、企業と連携・協働して減災に向けた取組を行います。

### 「文化力」

文化力＝人間力＋地域力＋創造力を活かします。

### 施策目標

#### I 防災風土の醸成

「県民一人ひとりの力」と「地域の力」を高め、防災が三重県の風土として広がるよう、気運づくりや自主的な防災活動の活性化をはかるために、「防災風土の醸成」を施策目標とします。

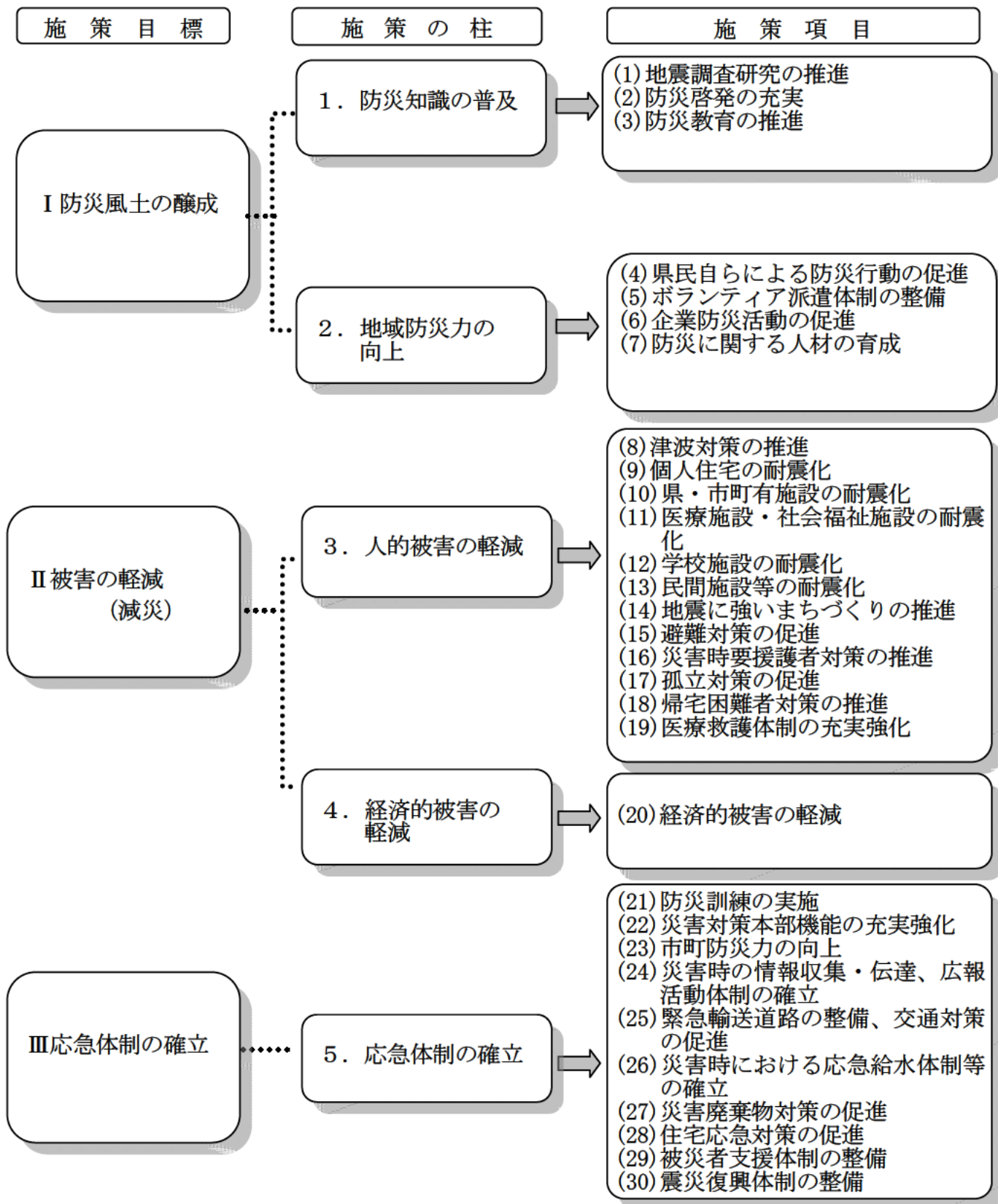
#### II 被害の軽減(減災)

県土の基盤や体制づくりを進めるため、「被害の軽減(減災)」を施策目標とします。

#### III 応急体制の確立

発災時において、国・市町・防災関係機関等と連携し、救助・救援活動、医療活動、輸送手段の確保等の初動対策が迅速に実施できるよう、「応急体制の確立」を施策目標とします。

【 図5 施策目標の考え方 】



【 図6 第2次三重地震対策アクションプログラムの施策体系図 】



### (3) 施策の柱

施策目標の達成に向けた、施策の柱は次のとおりです。

施策目標	・ 防災風土の醸成
------	-----------

#### 施策の柱1 【防災知識の普及】

「三重地震対策アクションプログラム」では、「防災意識・知識等の普及」に取り組んできましたが、「防災に関する県民意識調査」結果によると、県民の地震や津波に対するイメージについては、必ずしも正確なものであるとは言えません。また、大規模地震に関心を持っている県民の割合は90%を超えるものの、住宅の耐震化や家具の固定、非常持ち出し袋の準備など家庭での地震対策については、まだまだ取組が進んでいません。そこで、正しい防災知識の普及と、防災意識の高揚に取り組むため、「県民一人ひとりが地震を知り・備える」=「防災知識の普及」を第1の施策の柱とします。

#### 施策の柱2 【地域防災力の向上】

「三重地震対策アクションプログラム」では、「地域内資源の動員」<sub>1</sub>、「防災実践力の養成」<sub>2</sub>、「ボランティア支援」等により、地域防災力の向上に取り組んできました。

その結果、自主防災組織の組織率は大きく向上しましたが、訓練等の実施率は約75%となっています。また「みえ防災コーディネーター」や「防災ボランティアコーディネーター」の養成は進みましたが、地域での活動体制の整備が必要となっています。そこで、自主防災組織の活性化、ボランティア等の活動体制の整備をはかるため、「多様な主体が活動できるしくみづくり」=「地域防災力の向上」を第2の施策の柱とします。

施策目標	・ 被害の軽減（減災）
------	-------------

#### 施策の柱3 【人的被害の軽減】

地震による人的被害には、地震の揺れによる建物の倒壊と津波からの逃げ遅れ等による被害が考えられます。

#### 揺れによる人的被害の軽減

「三重地震対策アクションプログラム」では、「耐震化・まちづくりの推進」により、建築物等の耐震化に取り組んできました。個人住宅の耐震化については、県として耐震診断や耐震化への支援制度を創設し、県内すべての市町が住民への補助制度を設けましたが、個人での取組が進んでいません。

「第2次三重地震対策アクションプログラム」においても、住宅の耐震化と併せて家具の固定等、家庭における地震対策を促進し、揺れによる人的被害の軽減をはかります。

## 津波による人的被害の軽減

「三重地震対策アクションプログラム」では、「津波対策の推進」により、津波被害の発生防止に取り組んできましたが、被害想定調査によれば、津波からの避難意識の違いで、人的被害が異なることや、「防災に関する県民意識調査」結果からは津波災害の怖さについて、まだ十分理解されていないことがわかりました。平成16年9月の紀伊半島南東沖の地震直後に行った避難行動調査結果でも、避難した住民の割合は、わずか15%であったことが明らかになっています。

「第2次三重地震対策アクションプログラム」においても、津波避難施設の整備や避難対策の促進等により、津波による人的被害の軽減をはかるとともに、津波に対する正しい理解と迅速な避難行動のための啓発に努めます。

以上により、「建築物の耐震化、津波対策等により人的被害を軽減する」=「人的被害の軽減」を第3の施策の柱とします。

## **施策の柱4 【経済的被害の軽減】**

住宅・家財の喪失、事業所資産の喪失及びそれに伴う経済活動の低下による影響等を経済的被害としています。

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、住宅・事業所の耐震化や、企業の防災計画・事業継続計画（BCP）の作成促進等により経済的被害の軽減をはかります。

以上により「建築物の耐震化、企業等の減災対策により経済的被害を軽減する」=「経済的被害の軽減」を第4の施策の柱とします。

<b>施策目標</b>	<b>・ 応急体制の確立</b>
-------------	------------------

## **施策の柱5 【応急体制の確立】**

「三重地震対策アクションプログラム」では、「防災実践力の養成」、「災害時要援護者への支援」、「防災体制の強化」、「災害応急対策の推進」等により、ハード、ソフト両面から、災害に迅速に対応できる体制づくりに取り組んできました。

「第2次三重地震対策アクションプログラム」においても、発災時において、防災関係機関等と連携し、救助・救援活動、医療活動、輸送手段の確保等、初動対策が迅速に実施できるよう活動体制づくりを進めます。また、ライフライン企業等と連携し、ライフライン機能の確保に努めます。

以上のことから、「迅速な初動体制、応急体制を確立する」=「応急体制の確立」を第5の施策の柱とします。

## 第2編

### 1. 第2次三重地震対策アクションプログラムの項目

施策 目標	施策の柱 (5)	施策項目 (30)	アクション (97)
Ⅰ 防 災 風 土 の 醸 成	1. 防災知識の 普及	(1) 地震調査研究の推進	3
		(2) 防災啓発の充実	3
		(3) 防災教育の推進	2
	2. 地域防災力 の向上	(4) 県民自らによる防災行動の促進	6
		(5) ボランティア派遣体制の整備	1
		(6) 企業防災活動の促進	4
		(7) 防災に関する人材の育成	5
Ⅱ 被 害 の 軽 減 (減災)	3. 人的被害の 軽減	(8) 津波対策の推進	3
		(9) 個人住宅の耐震化	3
		(10) 県・市町有施設の耐震化	3
		(11) 医療施設・社会福祉施設の耐震化	3
		(12) 学校施設の耐震化	2
		(13) 民間施設等の耐震化	2
		(14) 地震に強いまちづくりの推進	10
		(15) 避難対策の促進	4
		(16) 災害時要援護者対策の推進	4
		(17) 孤立対策の促進	1
		(18) 帰宅困難者対策の推進	1
	(19) 医療救護体制の充実強化	6	
	4. 経済的被害 の軽減	(20) 経済的被害の軽減	(25)
Ⅲ 応 急 体 制 の 確 立	5. 応急体制の 確立	(21) 防災訓練の実施	5
		(22) 災害対策本部機能の充実強化	4
		(23) 市町防災力の向上	4
		(24) 災害時の情報収集・伝達、広報活動体制の確立	4
		(25) 緊急輸送道路の整備、交通対策の促進	4
		(26) 災害時における応急給水体制等の確立	4
		(27) 災害廃棄物対策の促進	1
		(28) 住宅応急対策の促進	2
		(29) 被災者支援体制の整備	2
		(30) 震災復興体制の整備	1

合計97アクション

## 2. 第2次三重地震対策アクションプログラム

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、これまで実施してきた「三重地震対策アクションプログラム」の取組の成果と課題を検証し、『減災』に重点を置き、『減災』を実現するための、効果的なアクションを体系化しました。

まず、施策項目ごとに県の取組の概要を記載しています。次にアクションごとに、計画期間の取組の結果（成果）を測るための目標項目、目標値を記載するとともに、その目標値を達成するための県の取組内容、県の担当部を記載しています。

また、多様な主体による行動計画という位置づけから、当該アクションにおいて連携・協働する他の主体を記載しています。

### 【アクションの記載内容】

施策項目(○) ○○○○○○○○○○○ ← 施策項目の番号と名称を記載しています。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
 施策項目での県の取組等の概要を記載しています。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	担当部	他の 主体
施策を推進するための具体的な取組名を記載しています	* 1	* 2 ( )	* 3	* 4	* 5

\* 1 目標項目 → 当該アクションが達成すべき目標項目を記載しています。

\* 2 目標値 → 目標項目の、平成22年度末での状態、4年間の取組量、または、毎年の取組量等を記載しています。

下段の( )内は、目標値に対する平成18年度末の現状値を記載しています。但し、平成18年度末の現状値が把握できない場合は、(\* )とし平成17年度末の数値を記載しています。

\* 3 県の取組内容 → 当該アクションにかかる県の主な取組内容を記載しています。

\* 4 担当部 → 中心となって担当する県の担当部名を記載しています。

\* 5 他の主体 → 県以外の、アクションの取組主体を次により記載しています。

① 県民・・・県民一人ひとり、自主防災組織、NPO、ボランティア等

② 企業・・・事業所、医療法人、学校法人等

③ 市町・・・市町（各部課、教育委員会、消防本部等）

## I 防災風土の醸成

### 1. 防災知識の普及

#### 施策項目(1)地震調査研究の推進

東海地震、東南海・南海地震や活断層による大規模地震が発生した場合、県内においては、甚大な被害が想定されています。引き続き、総合的、計画的な地震対策を進めるため、県内の活断層調査や県民の防災意識調査を実施します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の実施内容	主担当部	他の 主体
①活断層調査の実施	1) 活断層図作成範囲市町数 2) 主要活断層調査数	1) 18市町 (16市町) 2) 1本 (-)	県内活断層の調査を実施する	防災危機管理部	-
②防災意識調査の定期的実施	調査実施回数	1回/年 (1回/年)	地震対策の効果測定及び地震対策の基礎データを得るため県民防災意識調査を実施する	防災危機管理部	-
③災害伝承の発掘と活用	体験談・教訓発掘件数	9件 (1件)	県民の意識啓発に活用するために災害伝承の調査を実施する	防災危機管理部	県民市町

#### \* 関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(6)-①	企業防災活動の促進	企業防災力診断の実施
(23)-②	市町防災力の向上	市町防災力診断

#### 施策項目(2)防災啓発の充実

県民一人ひとりの防災意識を高めることが三重県全体の防災力を高めることにつながります。県民一人ひとりが自ら地震災害に対応できるようにするため、マスメディアやパンフレットの活用による防災啓発、地震防災講演会・シンポジウムの開催による防災啓発を実施します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の実施内容	主担当部	他の 主体
①マスメディアを活用した啓発	防災に関して自助の取組を行っている県民の割合	50% (39.1%)	防災啓発番組の制作・発信を実施する	防災危機管理部	企業市町
②パンフレット・防災マップによる啓発			市町のパンフレット・防災マップ作成を促進する		

③地震防災講演会・シンポジウムの開催・参加促進	防災に関して自助の取組を行っている県民の割合	50% (39.1%)	シンポジウムを開催するとともに市町の地震防災講演会開催を促進する	防災危機管理部	県民企業市町
-------------------------	------------------------	----------------	----------------------------------	---------	--------

\* 関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(1)－③	地震調査研究の推進	災害伝承の発掘と活用
(4)－②	県民自らによる防災行動の促進	地域の優良取組事例の紹介
(6)－③	企業防災活動の促進	企業の優良取組事例の紹介
(9)－①	個人住宅の耐震化	耐震化の普及啓発

施策項目(3)防災教育の推進

県民一人ひとりの防災意識を社会全体に根付かせるためには、地域の将来を担う児童・生徒を対象とした防災教育に取り組み、正しい防災知識の普及をはかることが重要です。そのため、公立学校においては防災教育推進校を指定し、防災教育を推進するとともに、私立学校における防災教育・研修を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①公立学校における防災教育の実施	防災教育推進校指定校数	182校 (102校)	防災教育推進校の指定及び防災教育を推進する	教育委員会	市町
②私立学校における防災教育・研修の実施	防災教育・研修実施校数	29校 (14校)	防災教育・研修を促進する	生活部	企業

\*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(12)－①	学校施設の耐震化	公立学校施設・設備の耐震化
(12)－②	学校施設の耐震化	私立学校施設・設備の耐震化

## 2. 地域防災力の向上

### 施策項目(4) 県民自らによる防災行動の促進

地震に対する地域防災力を強化するためには、地域住民自ら防災行動を起こすことが重要で、自分たちが置かれた防災に関する環境を理解するとともに、地域ぐるみの活動を活性化することが必要です。そのため、地域住民自らによる防災計画づくりや防災訓練・避難訓練等の防災活動の活性化を支援します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	担当部	他の 主体
①地域住民による津波避難計画等の作成	津波避難計画作成率	100% (65.4%)	津波避難計画等の作成を促進する	防災危機管理部	県民市町
②地域の優良取組事例の紹介	事例集作成回数	1回/年 (-)	優良事例を収集し、事例集の作成、配付を実施する	防災危機管理部	市町
③自主防災組織による防災訓練・研修の企画・実施	自主防災組織訓練等実施率	85% (75.4%)	自主防災組織防災訓練・研修等の実施・参加を促進する	防災危機管理部	県民市町
④津波避難訓練の実施・参加促進			津波避難訓練の実施・参加を促進する	防災危機管理部	県民企業市町
⑤地域内備蓄・防災資機材等の整備			防災資機材等の備蓄・整備を促進する	防災危機管理部	県民市町
⑥地域防災ネットワークの構築	構築地域数	5地域 (3地域)	地域防災ネットワークの構築を促進する	防災危機管理部	県民企業市町

#### \*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(16)-①	災害時要援護者対策の推進	地域での災害時要援護者対策の取組促進

### 施策項目(5) ボランティア派遣体制の整備

大規模地震が発生した場合には、ボランティアによる活動も重要となります。そのため、誰もがボランティアとして参加・活動できる仕組みづくりに取り組み、ボランティアの活動・派遣体制等の整備を支援します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	担当部	他の 主体
①ボランティアへの参加機会の仕組みづくり	検討委員会設置	設置 (-)	検討委員会に参画し、参加機会の仕組みづくりを促進する	防災危機管理部	県民企業市町

## 施策項目(6)企業防災活動の促進

事業所等企業施設の被災により、生産能力の低下や資産の喪失といった被害が発生する恐れがあります。一方、大規模地震発生時には企業の地域への貢献も期待されています。そのため、事業所等企業施設の耐震化、防災計画や事業継続計画（BCP）の作成等、企業・従業員の安全の確保を支援します。あわせて、これらの企業の取組事例を紹介することで、防災活動における地域との連携強化を支援します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①企業防災力診断の実施	診断実施回数	3回 (1回)	企業防災力診断を実施する	防災危機管理部	企業
②事業所防災計画・事業継続計画（BCP）作成促進	研修会実施回数	5回/年 (5回/年)	研修会を実施する	防災危機管理部	企業 市町
③企業の優良取組事例の紹介	事例集作成回数	1回 (-)	優良事例を収集し、事例集の作成、配付を実施する	防災危機管理部	企業 市町
④中小企業貸付金制度の利用促進	説明会開催回数	2回/年 (-)	貸付金制度の説明会を実施する	防災危機管理部	企業

### \* 関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(12)-②	学校施設の耐震化	私立学校施設・設備の耐震化
(13)-①	民間施設等の耐震化	鉄道駅の耐震化
(13)-②	民間施設等の耐震化	集客施設等の耐震化

## 施策項目(7)防災に関する人材の育成

地域における防災活動を円滑に実践するには、防災に関する専門的な知識を持った人材や災害時に地域に貢献できる人材を養成する必要があります。そのため、防災に関する人材の育成、消防職員等への訓練及び自治体・企業に対する防災研修を実施します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①防災コーディネーターの研修	研修実施回数	2回/年 (1回/年)	フォローアップ研修を実施する	防災危機管理部	-
②自主防災組織リーダー等の人材育成	受講者数	8,800人 (4,809人)	研修を実施する・市町の研修を促進する	防災危機管理部	市町
③企業防災担当者的人材育成	受講者数	1,350人 (543人)	研修を実施する・企業や市町の研修を促進する	防災危機管理部	企業 市町
④消防職員、消防団員の訓練の充実	消防学校教育修了者数	19,800人 (13,021人)	消防職員団員等の教育訓練を実施する	防災危機管理部	市町
⑤自治体職員防災研修	受講者数	1,300人 (657人)	研修を実施する市町の研修を促進する	防災危機管理部	市町



\*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(3)-①	防災教育の推進	公立学校における防災教育の実施
(3)-②	防災教育の推進	私立学校における防災教育・研修の実施
(19)-④	医療救護体制の充実強化	災害医療を支える人材育成
(29)-②	被災者支援体制の整備	被害認定担当職員の研修の充実強化

## Ⅱ 被害の軽減（減災）

### 3. 人的被害の軽減

#### 施策項目(8)津波対策の推進

東海地震、東南海・南海地震が発生した場合には、津波による甚大な被害が想定されています。津波による被害を軽減するために、堤防・防潮堤・水門を整備するとともに、住民・観光客等が迅速に避難できるよう津波避難施設の整備・確保を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	担当部	他の 主体
①堤防・防潮堤の整備	海岸整備率	65.2% (63.6%)	堤防・防潮堤の整備を実施する	農水商工部 県土整備部	市町
②防潮扉・水門の自動化等	計画か所整備率(県管理施設)	75.8% (27.3%)	防潮扉・水門の開閉の自動化等の整備を実施する	農水商工部	市町
	計画か所整備率	80.0% (17.5%)			
	計画か所整備率(県管理施設)	96.3% (65.1%)		県土整備部	
③津波避難施設の整備・確保	整備施設数	31 施設 (21 施設)	津波避難施設の整備、避難ビルの協定締結を促進する	防災危機管理部	県民 企業 市町

\*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(14)-②	地震に強いまちづくりの推進	堤防・防潮堤の耐震化
(15)-①	避難対策の推進	避難路の整備
(15)-③	避難対策の推進	避難所適正配置計画の策定
(24)-①	災害時の情報収集・伝達、広報活動体制の確立	市町村合併による防災無線の再整備
(24)-②	災害時の情報収集・伝達、広報活動体制の確立	津波情報伝達・警報システムの検討

### 施策項目(9)個人住宅の耐震化

昭和56年5月以前に建築された木造建築物は耐震性が不十分なものが多く、大規模地震時に大きな被害を受ける可能性が高いと考えられます。木造建築物の倒壊等による人的被害を軽減するため、耐震化の必要性の普及啓発、住宅耐震化に関する人材育成等に取り組み、住宅の耐震化を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①耐震化の普及啓発	安全な住まい の割合	81.5% (74.0%)	県ホームページ等 による普及啓発を 実施する	県土整備部	県民 企業 市町
②住宅改修の相談に対応できる アドバイザー養成			住宅改修アドバイ ザーの登録を実施 する	県土整備部	県民 市町
③住宅の耐震化			木造住宅耐震診 断、耐震補強を支 援する	県土整備部	県民 企業 市町

#### 関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(2)	防災啓発の充実	全て
(3)	防災教育の推進	全て
(6)-②	企業防災活動の促進	事業所防災計画・事業継続計 画(BCP)作成促進

### 施策項目(10)県・市町有施設の耐震化

災害対策の拠点となる県庁舎・市町庁舎や警察署等の公共施設については、災害時の迅速な対応のため、早急かつ計画的に耐震化を推進します。また、建築物内の情報機器等の各種設備についても耐震措置を実施します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①県有施設の耐震化	防災拠点と なる県有施 設耐震化率	85% (80%)	県有施設の耐震化 整備を実施する	各部	—
②市町有施設の耐震化	耐震改修促 進計画策定 市町数	29市町 (—)	市町耐震改修促進 計画策定を促進す る	県土整備部	市町
③防災拠点の設備の耐震化	耐震対策事 例集作成回 数	1回 (—)	防災拠点設備の耐 震化を推進する	防災危機管理部	企業 市町
	対策状況調 査実施回数	3回 (—)			

#### 関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(12)-①	学校施設の耐震化	公立学校施設・設備の耐震化

## 施策項目(1 1)医療施設・社会福祉施設の耐震化

大規模地震が発生した場合には、県内各地において多数の負傷者が発生する事態が予想されます。そのため、医療活動の拠点である医療機関において適切な医療活動が実施できるように、災害拠点病院をはじめとする医療施設の耐震化を促進します。また、災害時に避難所となる社会福祉施設においても耐震化を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①災害拠点病院の耐震化	災害拠点病院耐震化率	67% (44%)	耐震化率の向上をはかるため、啓発等を実施する	健康福祉部	企業 市町
②医療施設の耐震化	災害時に地域の拠点となる医療施設耐震化率	64% (48%)	耐震化率の向上をはかるため、啓発等を実施する	健康福祉部	企業 市町
③社会福祉施設の耐震化	避難所に指定されている社会福祉施設耐震化率	66% (60%)	耐震化率の向上をはかるため、啓発等を実施する	生活部	企業 市町
		76% (73%)		健康福祉部	

※社会福祉施設の耐震化率対象施設

生活部＝避難所に指定されている隣保館

健康福祉部＝避難所に指定されている保育所、特別養護老人ホーム等

## 施策項目(1 2)学校施設の耐震化

多くの児童・生徒が学び、災害時には避難所となる学校等の中には、構造上必要な耐震性を有していない建築物があります。そのため、早急かつ計画的に校舎や体育館及び学校内設備の耐震化を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①公立学校施設・設備の耐震化	県立学校耐震化率	92% (86%)	校舎・体育館等の耐震補強を実施する	教育委員会	—
	小中学校耐震化率	92% (84%)	市町立学校施設の耐震化を促進する		市町
②私立学校施設・設備の耐震化	私立学校耐震化率	75.2% (68.4%)	私立学校施設の耐震化を促進する	生活部	企業

### 施策項目(13)民間施設等の耐震化

多くの人々が利用するとともに、緊急時には人々が移動する拠点としての機能を有する主要な鉄道駅の耐震化を促進します。また、県耐震改修促進計画に基づく対象建築物の耐震化を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①鉄道駅の耐震化	耐震化支援 駅数	3 駅 (-)	鉄道駅の耐震化を 促進する	政策部	企業 市町
②集客施設等の耐震化	特定建築物 耐震化率	75.3% (63.6%)	所有者等に対して 指導・助言を行う	県土整備部	企業 市町

\* 関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(11)	医療施設・社会福祉施設の 耐震化	全て
(12)-②	学校施設の耐震化	私立学校施設・設備の耐震化

### 施策項目(14)地震に強いまちづくりの推進

大規模地震が発生した場合には、地震の揺れや津波による建物被害、物的被害によって、都市機能が麻痺する可能性があります。都市の被害が応急対策活動や復旧活動への障害となることも想定されます。県全体を地震災害に強い安全なまちにするため、道路・海岸施設等の公共施設の耐震化を推進していくとともに、緊急輸送道路・避難路の安全性の確保を進めます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①道路施設の耐震化	橋りょう耐 震補強整備 率(県管理 分)	87.4% (65.5%)	緊急輸送道路の県 管理橋りょうの耐 震補強を実施する	県土整備部	市町
	落石等危険 か所整備か 所数(県管理 分)	87 か所 (47 か所)	緊急輸送道路(県 管理)のうち優先 度の高い落石等危 険か所の対策を実 施する		
②堤防・防潮堤の耐震化	耐震化整備率	43.9% (42.3%)	堤防・防潮堤の耐 震化を実施する	農水商工部	市町
		47.6% (45.6%)		県土整備部	

漁港・港湾における耐震強化岸壁の整備	県管理漁港(11港)・県管理港湾(19港)耐震強化岸壁整備済港数	7港 (5港)	漁港・港湾において、耐震強化岸壁の整備を実施する	農水商工部 県土整備部	市町
土砂災害防止対策の推進	山地災害保全率	56.6% (54.6%)	治山ダム、擁壁等の整備を実施する	環境森林部	-
	土砂洪水災害保全率	46.8% (45.7%)	地すべり対策、老朽ため池の整備を実施する	農水商工部	
	土砂災害保全率	25.6% (24.4%)	土砂災害から人家を守るため砂防堰堤、擁壁等の整備を実施する	県土整備部	
土地区画整理事業の推進	完了地区数	1地区 (-)	土地区画整理事業を促進する	県土整備部	市町
緊急輸送道路・避難路沿い建築物の耐震化	特定建築物把握率	100% (-)	緊急輸送道路沿道の建築物の調査を実施し、対象建築物を特定する	県土整備部	県民企業市町
電線類地中化の推進	事業着手か所数	7か所 (3か所)	電線類の無電柱化を推進するため、事業着手する	県土整備部	企業
下水道施設の耐震化	計画策定	策定 (-)	三重県下水道施設耐震化計画を策定し、耐震化を推進する	県土整備部	市町
自動販売機の耐震化	連絡体制が構築された業界団体数	3団体 (1団体)	たばこ・酒類等の自動販売機の耐震化を促進する	防災危機管理部	企業
耐震性貯水槽等の整備	設置支援か所数	104か所 (64か所)	耐震性貯水槽設置を促進する	防災危機管理部	市町

\* 関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(8)	津波対策の促進	全て
(9)-	個人住宅の耐震化	住宅の耐震化
(11)	医療施設・社会福祉施設の耐震化	全て
(12)	学校施設の耐震化	全て
(13)	民間施設等の耐震化	全て
(15)	避難対策の促進	全て
(17)	孤立対策の促進	全て

施策項目(15)避難対策の促進

地震の揺れや津波による人的被害を軽減するためには、住民や観光客等の迅速な避難が重要です。迅速・安全な避難が行われるよう、避難路の整備、避難所の耐震化、オープンスペースの整備を進めるとともに、避難所情報の周知徹底をはかります。また、市町の避難所適正配置計画の策定を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①避難路の整備	農道整備率 (県施工)	100% (41%)	農道整備・農業集 落道路整備を実施 する	農水商工部	市町
	漁港関連道 整備率 (県施工)	67% (35%)	漁港関連道路整備 を実施する		
	県管理海岸 計画避難路 整備済海岸 数	10 海岸 (5 海岸)	海浜部から堤防背 後地への避難階段 の整備を実施する	県土整備部	
②避難所の耐震化	自治会管理 等避難所耐 震化率	50% (*45%)	市町の避難所耐震 化を支援する	防災危機管理部	県民 市町
③避難所適正配置計画の作成	計画作成市 町数	29 市町 (-)	市町の避難所適正 配置計画作成を促 進する	防災危機管理部	市町
④避難場所となるオープンス ペース(公園緑地等)の整 備	県民一人当 たりの都市公園 面積	9.27 m <sup>2</sup> / 人 (*8.64 m <sup>2</sup> /人)	避難地ともなる県 営都市公園の整備 を実施する	県土整備部	市町

\* 関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(4)-④	県民自らによる防災活動の 促進	津波避難訓練の実施・参加促 進
(4)-⑤	県民自らによる防災活動の 促進	地域内備蓄・防災資機材等の 整備
(8)-③	津波対策の促進	津波避難施設の整備・確保
(14)-⑥	地震に強いまちづくりの推 進	緊急輸送道路・避難路沿い建 築物の耐震化
(16)-②	災害時要援護者対策の促進	災害時要援護者向けの備蓄
(16)-③	災害時要援護者対策の促進	福祉避難所の整備促進
(24)-②	災害時の情報収集・伝達、 広報活動体制の確立	津波情報伝達・警報システム の整備
(24)-③	災害時の情報収集・伝達、 広報活動体制の確立	緊急地震速報通報システムの 整備

施策項目(16)災害時要援護者対策の推進

高齢者・障がい者等の災害時要援護者は、緊急時に独自での避難が困難であったり、避難所で不自由な生活を余儀なくされることが想定されます。そのため、緊急時における情報伝達体制の整備や介護支援者の確保、避難所生活での対策を進めるなど、災害時要援護者に配慮した対策を推進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①地域住民による災害時要援護者対策の取組促進	災害時要援護者対策推進計画策定市町数	29市町 (-)	市町の実施する災害時要援護者対策を支援する	防災危機管理部	県民 企業 市町
	研修実施回数	1回/年 (-)	高齢者、障がい者、難病患者及び乳児等の支援対策について、市町職員等を対象とした研修会を実施する	健康福祉部	
②災害時要援護者向けの備蓄	入所型社会福祉施設食料備蓄率(3日分以上)	60% (52%)	災害時要援護者用の備蓄を促進する	健康福祉部	県民 企業 市町
③福祉避難所の整備促進	福祉避難所整備・指定市町数	19市町 (10市町)	市町の福祉避難所の整備・指定を促進する	健康福祉部	企業 市町
④多様なメディア、多様な手段による災害時要援護者への情報提供	防災みえ.jp 対応言語数	6言語 (2言語)	防災みえ.jp の対応言語数を充実する	防災危機管理部	-
	商業施設等バリアフリー化施設数	1,830施設 (1,132施設)	商業施設等のバリアフリー化を促進する	健康福祉部	企業 市町

\*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(11)	医療施設・社会福祉施設の耐震化	全て

## 施策項目(17) 孤立対策の促進

大規模地震が発生した場合には、道路の寸断等の被害によって孤立する地区が多数出現する可能性があります。このような孤立地区への対策を支援します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①孤立対策の促進	孤立対策推進 計画策定市町 数	16 市町 (-)	市町の実施する孤 立対策を支援する	防災危機管理部	県民 市町

### \*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(4)-②	県民自らによる防災行動の 促進	地域の優良取組事例の紹介
(4)-③	県民自らによる防災行動の 促進	自主防災組織による防災訓 練・研修の企画・実施
(4)-⑤	県民自らによる防災行動の 促進	地域内備蓄・防災資機材等の 整備
(14)-①	地震に強いまちづくりの推 進	道路施設の耐震化
(14)-③	地震に強いまちづくりの推 進	漁港・港湾における耐震強化 岸壁の整備
(14)-⑥	地震に強いまちづくりの推 進	緊急輸送道路・避難路沿い建 築物の耐震化
(14)-⑩	地震に強いまちづくりの推 進	耐震性貯水槽等の整備
(15)-②	避難対策の促進	避難所の耐震化
(15)-③	避難対策の促進	避難所適正配置計画の作成
(22)-②	災害対策本部機能の充実強 化	広域防災拠点の整備
(24)-①	災害時の情報伝達、広報活 動体制の確立	市町村合併による防災無線の 再整備
(25)-①	緊急輸送道路の整備、交通 対策の促進	緊急輸送道路ネットワークの 見直し
(25)-②	緊急輸送道路の整備、交通 対策の促進	緊急輸送道路の整備



### 施策項目(18)帰宅困難者対策の推進

東海地震の警戒宣言が発令された場合や大規模地震発生時においては、鉄道やバス等の公共交通機関が停止することが想定されます。三重県では隣接県への通勤・通学者が多いため、昼間に地震が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生する恐れがあります。また、県内を訪れる観光客も地震発生時には、帰宅困難者となる恐れがあります。そのため、近隣府県とも連携し、帰宅支援方法、支援拠点整備等の対策を実施します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①帰宅支援方法及び支援拠点等の検討	災害時帰宅支援ステーション協定締結数	5 協定 (2 協定)	帰宅支援ステーションの協定締結を推進し、支援ステーションにおける支援方法を検討する	防災危機管理部	企業 市町

#### \*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(2)-①	防災啓発の充実	マスメディアを活用した啓発
(6)-②	企業防災活動の促進	事業所防災計画・事業継続計画(BCP)作成促進

### 施策項目(19)医療救護体制の充実強化

大規模地震発生時の緊急医療を迅速に実施するため、広域医療および地域医療の体制整備を行います。広域医療搬送のための臨時医療施設の確保や、医療機関における食料、飲料水、医薬品等の備蓄・供給体制の整備を進めます。また、災害医療を支える人材の育成を推進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①広域医療体制の整備	DMA T運用計画策定	策定 (-)	大規模災害時に必要な広域医療体制を充実しDMA Tの運用計画を策定する	健康福祉部	-
②地域医療体制の整備	二次保健医療圏災害医療体制構築地域数	4 地域 (-)	大規模災害時の地域医療体制を確保するためのネットワークを構築する	健康福祉部	企業 市町
③広域医療搬送のための臨時医療施設の確保	SCU運用運営計画策定	策定 (-)	大規模災害時に広域医療搬送を必要とする患者を一時収容するための医療施設(SCU)の運用計画を策定する	健康福祉部	企業 市町

④災害医療を支える人材育成	災害医療従事者等研修参加者数	1,500人 (841人)	医師、看護師、保健師等を対象とした災害医療等に関する研修等を実施する	健康福祉部	企業市町
⑤医療機関等における食料、飲料水の備蓄	病院における食料、飲料水備蓄率（3日分以上）	70% (*58%) (2日分以上)	医療機関への調査等を行うとともに、備蓄促進の啓発を実施する	健康福祉部	企業市町
⑥医薬品等の備蓄・供給体制の整備	ネットワーク構築	構築 (一)	医療機関も含めた災害時医薬品の確保・供給体制を構築する	健康福祉部	企業市町

\*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(11)－①	医療施設・社会福祉施設の耐震化	災害拠点病院の耐震化
(11)－②	医療施設・社会福祉施設の耐震化	医療施設の耐震化

#### 4. 経済的被害の軽減

##### 施策項目(20)経済的被害の軽減

県民の仕事と生活にかかわる経済的被害を軽減する地震対策が求められています。そのため、防災啓発の充実をはかっていくとともに、建築物の耐震化や地震に強いまちづくり、津波対策を進めます。あわせて、企業の防災活動を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
他アクションと重複					

\* 関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(6)	企業防災活動の促進	全て
(8)－①	津波対策の推進	堤防・防波堤の整備
(8)－②	津波対策の推進	防潮扉・水門の自動化
(9)－③	個人住宅の耐震化	住宅の耐震化
(10)	県・市町有施設の耐震化	全て
(11)	医療施設・社会福祉施設の耐震化	全て
(12)	学校施設の耐震化	全て
(13)	民間施設等の耐震化	全て
(14)－①	地震に強いまちづくりの推進	道路施設の耐震化
(14)－②	地震に強いまちづくりの推進	堤防・防潮堤の耐震化

(14)－③	地震に強いまちづくりの推進	漁港・港湾における耐震強化岸壁の整備
(14)－④	地震に強いまちづくりの推進	土砂災害防止対策の推進
(14)－⑤	地震に強いまちづくりの推進	土地区画整理事業の推進
(14)－⑥	地震に強いまちづくりの推進	緊急輸送道路・避難路沿い建築物の耐震化
(14)－⑦	地震に強いまちづくりの推進	電線類地中化の推進
(26)－①	災害時における応急給水体制等の確立	ライフライン施設の耐震化

### Ⅲ 応急体制の確立

#### 5. 応急体制の確立

##### 施策項目(21)防災訓練の実施

県民・企業・防災関係機関・行政を含む地域全体が連携して効果的な応急体制を確立するため、総合防災訓練・図上訓練（災害対策本部運営訓練）・非常参集訓練・情報伝達訓練等実践的な防災訓練を継続的に実施します。また、市町が行う防災訓練について積極的に支援します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①総合防災訓練の実施	訓練参加者数	10万人/年 (76,000人/年)	県民の防災訓練への参加を促進する	防災危機管理部	県民 企業 市町
②図上訓練等の実施	訓練実施回数	12回/年 (12回/年)	災害対策本部運営訓練を県及び県民センター単位で実施する	各部	企業 市町
③非常参集訓練の実施	訓練実施回数	2回/年 (2回/年)	職員の非常参集訓練を実施する	各部	—
④情報伝達訓練の実施	訓練実施回数	1回/年 (1回/年)	防災関係機関相互連携に関する訓練を実施する	各部	企業 市町
⑤市町図上訓練の実施	図上訓練実施市町数	10市町 (5市町)	市町の図上訓練実施を促進する	防災危機管理部	県民 企業 市町

##### \*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(4)－③	県民自らによる防災行動の促進	自主防災組織による防災訓練・研修の企画・実施
(4)－④	県民自らによる防災行動の促進	津波避難訓練の実施・参加促進

## 施策項目(2 2)災害対策本部機能の充実強化

災害対策本部は、災害対策活動の中核となる組織です。災害対策本部が効果的に機能するよう、応急対策活動要領の策定を進めます。また、災害対策活動に備え、各種物資・資機材の備蓄を進めます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①応急対策活動要領の作成	応急対策活動要領等作成数	4 (1)	県の応急対策活動要領を作成する	防災危機管理部	市町 企業
②広域防災拠点の整備	整備済地域数	3地域 (1地域)	三重県広域防災拠点施設基本構想に基づき整備を実施する	防災危機管理部	—
③災害対策活動用物資・資機材の備蓄	計画整備率	100% (80%)	整備計画に基づき、資機材を備蓄する	防災危機管理部	市町
		100% (65%)	携帯用救助工具の整備を実施する	警察本部	—
④GISを利用した災害情報収集、共有システムの整備	整備・配付市町数	29市町 (—)	「メッシュ地図データ」を作成する	政策部	市町

### \*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(10)	県・市町有施設の耐震化	全て

## 施策項目(2 3)市町防災力の向上

大規模地震が発生した場合に、迅速な応急対策を講じるためには、市町が専門的な防災知識を持ち、計画的に活動できる防災力を持つ必要があります。そのため、市町における防災専門組織の設置を促進するとともに、市町の地震対策アクションプログラムの作成支援や防災力診断を実施します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①市町地震対策アクションプログラム作成	作成市町数	15市町 (1市)	市町のアクションプログラム作成を促進する	防災危機管理部	市町
②市町防災力診断	診断実施回数	5回 (3回)	市町防災力診断を実施する。また、要請のあった市町へアドバイザーを派遣する等の支援を行う	防災危機管理部	市町
③市町における防災専門組織の設置	専門組織等設置市町数	15市町 (10市町)	市町の防災専門組織等の設置を促進する	防災危機管理部	市町
④消防の広域化	計画策定	策定 (—)	三重県消防広域化推進計画を策定し、広域化を促進する	防災危機管理部	市町

\*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(7)-④	防災に関する人材育成	消防職員、消防団員の訓練の充実
(7)-⑤	防災に関する人材育成	自治体職員の防災研修
(21)-⑤	防災訓練の実施	市町区上訓練の実施

施策項目(24)災害時の情報収集・伝達、広報活動体制の確立

大規模地震が発生した場合には、様々な情報を迅速に県民に伝達し、円滑に応急体制を確立する必要があります。そのため、市町における防災無線の充実をはかっているとともに、津波情報伝達・警報システムや緊急地震速報の活用を検討を進めます。また、地震直後から被害情報、ライフライン復旧情報、安否情報等を提供するための広報体制の整備を行います。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①市町村合併による防災無線の再整備	防災無線再整備市町数	4市町 (1市)	市町の防災無線の再整備を促進する	防災危機管理部	市町
②津波情報伝達・警報システムの整備	津波情報伝達・警報システムの設置市町数	8市町 (5市町)	沿岸市町の津波情報伝達・警報システムの整備を促進する	防災危機管理部	市町
③緊急地震速報通報システムの整備	緊急地震速報通報システム設置施設数	10施設 (-)	緊急地震速報通報システム設置の有効活用に関する調査を実施する 調査結果等を用いて各施設に対して啓発活動を実施する	防災危機管理部	企業市町
④災害時の広報体制整備	災害時の広報マニュアルの再整備	再整備 (17年度整備)	災害時の広報マニュアルの再整備を実施する	政策部	企業市町

\*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(16)-④	災害時要援護者対策の推進	多様なメディア、多様な手段による災害時要援護者への情報提供

施策項目(25)緊急輸送道路の整備、交通対策の促進

大規模地震が発生した場合には、緊急輸送等の交通手段を確保する必要があります。そのため、緊急輸送道路の効率的なネットワークを確立し、整備を進めていくとともに、円滑な交通の確保のため交通障害等の道路情報を早期に把握できるシステム等の充実をはかります。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①緊急輸送道路ネットワークの見直し	緊急輸送道路ネットワーク見直し	見直し (-)	緊急輸送道路ネットワークの見直しを実施する	県土整備部	市町
②緊急輸送道路の整備	整備率(県施工分)	100% (77%)	緊急輸送道路となる道路の整備を実施する	農水商工部	市町
	整備率(県管理分)	91% (87.9%)		県土整備部	
		86% (43%)			
③交通障害等被害情報の早期収集システムの充実	計画整備か所率	44.7% (41.2%)	管制エリア拡大のためのシステム整備を実施する	警察本部	-
④道路情報システムの構築	道路情報システム運用	運用 (試行)	道路災害情報収集・提供システムを構築する	県土整備部	-

\*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(14)-①	地震に強いまちづくりの推進	道路施設の耐震化
(14)-③	地震に強いまちづくりの推進	漁港・港湾施設における耐震強化岸壁の整備
(14)-⑥	地震に強いまちづくりの推進	緊急輸送道路・避難路沿い建築物の耐震化

施策項目(26)災害時における応急給水体制等の確立

大規模地震が発生した場合には、電力・上下水道・都市ガス・電話といったライフラインの機能に障害が発生することが想定されます。ライフラインは県民生活に密接に関係するものであり、早期の復旧が必要です。  
特に、災害時における水道・工業用水道の応急給水体制等の確立に向けて、施設の耐震化や応急用資材の整備等を推進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①ライフライン施設の耐震化	補強済水管橋数	水道 56 橋 (50 橋) 工水 31 橋 (13 橋)	水管橋の耐震補強工事を実施する	企業庁	市町
②応急復旧要員の確保及び関連業界との連携体制の強化	みえ水道ボランティア制度登録者の研修・訓練実施回数	4 回/年 (4 回/年)	研修・訓練を実施する	企業庁	県民企業
	関連業界との研修・訓練実施回数	8 回/年 (10 回/年)	関連業界との連携強化について検討を行う		

③水道災害広域応援協定に基づく応援体制の充実	災害応急給水計画策定数	5計画 (-)	災害時応急給水計画の策定を促進する	環境森林部	市町
	市町と連携した訓練実施回数	4回/年 (3回/年)	市町と連携して訓練等を実施する	企業庁	
④応急給水支援設備及び応急用資材の整備	応急給水支援設備の設置要望に対する設置率	100% (-)	応急給水支援設備を設置する	企業庁	市町
	応急用資材の整備	整備 (-)	大規模災害対策用の応急用資材の必要量を検討し整備する		

\*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(14)-⑩	地震に強いまちづくりの推進	耐震性貯水槽等の整備

施策項目(27)災害廃棄物対策の促進

大規模地震が発生した場合には、被災した建物や家財等の大量のがれき・ごみ・し尿等の災害廃棄物が発生することが想定され、これら災害廃棄物の処理が滞ると、円滑な復旧に支障をきたす恐れがあります。そのため、市町における災害廃棄物処理に関する計画策定を支援します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①市町災害廃棄物処理計画の策定	策定支援市町数	29市町 (3市町)	市町における災害廃棄物処理計画の策定を促進する	環境森林部	市町

施策項目(28)住宅応急対策の促進

大規模地震が発生した場合には、多くの被災建築物が発生すると想定されます。被災建築物の継続使用の可否について判断する応急危険度判定士の支援受入・連絡体制を整備します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①被災建築物応急危険度判定士の支援受入・連携体制の整備	被災建築物応急危険度判定コーディネーター数	175人 (140人)	市町からの研修会への派遣を促進する	県土整備部	市町
②住宅応急対策マニュアルの作成	マニュアル作成	作成 (-)	応急仮設住宅建設の事務処理マニュアルを作成する	健康福祉部	市町

### 施策項目(29)被災者支援体制の整備

地震により生活基盤に著しい被害を受けた被災者等、支援を必要とする県民に対して、経済的能力、被害状況等に応じた多様な生活支援策を検討します。  
 そのため、被災者等の相談に対応するための生活相談マニュアルを作成するとともに、住宅被害調査員のためのマニュアルを作成します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の 主体
①生活相談マニュアルの作成	マニュアル作成	作成 (-)	生活相談マニュアルを作成する	各部	市町
②被害認定担当職員の充実強化	マニュアル作成	作成 (-)	被災者生活再建支援制度の認定に必要な住宅被害調査員用のマニュアルを作成する	防災危機管理部	市町

### 施策項目(30)震災復興体制の整備

大規模地震による甚大な被害からの速やかな復興を目的に、震災復興をあらかじめ考慮した震災復興マニュアルを作成し、震災復興体制を整備します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	取組内容	主担当部	他の 主体
①震災復興マニュアルの作成	マニュアル作成	作成 (-)	震災復興マニュアルの作成	防災危機管理部	市町 企業

#### \*関連アクション

関連項目	施策項目	アクション
(6)-②	企業防災活動の促進	事業所防災計画・事業継続計画(BCP)作成促進



# 資 料 編

## 1. 目標項目等解説

### 各アクションの目標項目等解説記載例

施策項目（ ）	施策項目番号とアクションを記載しています。
目標項目	当該アクションが達成すべき目標項目を記載しています。
目標項目内容	目標項目の内容を記載しています。
目標値	目標項目の、平成22年度末での状態、4年間の取組量、または、毎年の取組量等を記載しています。
現状値	目標値に対する、平成18年度末の状況を記載しています。但し、平成18年度末の状況が把握できない場合は、*を付して平成17年度末状況を記載しています。

## 目標項目等解説

施策項目（１） 活断層調査の実施	
目標項目	1)活断層図作成範囲市町数 2)主要活断層調査数
目標項目内容	1)「活断層の位置情報の整備に関する調査研究」において、作成する活断層図に含まれる市町数 2)上記1)の調査研究結果や既存調査結果を踏まえ、追加調査が必要と判断される主要活断層数
目標値	1)18市町（実施する調査研究により整備される活断層図に含まれる市町数（最小値）） 2)1本（プログラム期間内に調査実施可能な本数）
現状値	1)16市町（平成17年度に10市町を対象として整備済平成18年度には整備範囲に6市町程度が含まれる見込み） 2)0本(上記1)の調査研究結果を踏まえて検討を行うため、0本と設定。)

施策項目（１） 防災意識調査の定期的実施	
目標項目	調査実施回数
目標項目内容	防災に関する県民の意識・備えを把握するためのアンケート調査を実施した回数
目標値	1回/年（毎年1回は必要）
現状値	1回/年（実績）

施策項目（１） 災害伝承の発掘と活用	
目標項目	体験談・教訓発掘件数
目標項目内容	1944年東南海地震の体験者から直接体験談を聴き取り、そこから教訓を抽出した件数
目標値	9件（2件（人）/年の割合で聴き取りを行い、4年間で8件と設定）
現状値	1件(平成18年度における体験談聴き取り実績件数を計上)

施策項目(2) マスメディアを活用した啓発 パンフレット・防災マップによる啓発 地震防災講演会・シンポジウムの開催・参加促進	
目標項目	防災に関して自助の取組を行っている県民の割合
目標項目内容	「防災に関する県民意識調査」において、日頃の防災対策として「非常持ち出し袋を用意している」「家具固定を実施している」「食料の備蓄が3日分以上ある」「飲料水の備蓄が3日分以上ある」と回答した県民の割合の平均値
目標値	50% (県民の半数)
現状値	39.1% (「防災に関する県民意識調査」の結果)

施策項目(3) 公立学校における防災教育の実施	
目標項目	防災教育推進校指定校数
目標項目内容	防災教育推進校として指定し、防災教育を重点的に実施した学校の数
目標値	182校 (20校/年×4年)
現状値	102校 (18年度までの防災教育推進校指定実績の合計)

施策項目(3) 私立学校における防災教育・研修の実施	
目標項目	防災教育・研修実施校数
目標項目内容	私立の小・中・高・特別支援学校における教職員への防災教育・研修を実施した学校の数
目標値	29校 (県内私立小・中・高・特別支援学校数)
現状値	14校 (平成18年度の実績)

施策項目(4) 地域住民による津波避難計画等の作成	
目標項目	津波避難計画作成率
目標項目内容	沿岸19市町における津波浸水危険地区のうち、避難計画作成済み地区の割合
目標値	100% (全沿岸地区(367地区))
現状値	65.4% (240地区/367地区)

施策項目(4) 地域の優良取組事例の紹介	
目標項目	事例集作成回数
目標項目内容	地域防災力の向上のために、優良事例を収集し事例集を作成、配付した回数
目標値	1回/年 (「みえの防災大賞」受賞事例及び県外の優良活動事例を毎年収集し、毎年1回作成する。)
現状値	-

施策項目（４） 自主防災組織による防災訓練・研修の企画・実施 津波避難訓練の実施・参加促進 地域内備蓄・防災資機材等の整備	
目標項目	自主防災組織訓練等実施率
目標項目内容	各市町の自主防災組織の内、１年間に訓練や研修を実施した自主防災組織の割合
目標値	８５％（近年の最高値である 76%から約 10%向上させる）
現状値	75.4%

施策項目（４） 地域防災ネットワークの構築	
目標項目	構築地域数
目標項目内容	地域防災ネットワークを構築している地域数
目標値	5 地域（2 地域を追加する）
現状値	3 地域（実績（東紀州地域・伊勢志摩地域・三泗地域））

施策項目（５） ボランティアへの参加機会のしくみづくり	
目標項目	検討委員会設置
目標項目内容	大規模地震発生時の、ボランティア活動・派遣体制等整備のために、「みえ防災ボランティア活動環境整備検討委員会（仮称）」の設置
目標値	設置
現状値	-（未設置）

施策項目（６） 企業防災力診断の実施	
目標項目	診断実施回数
目標項目内容	地域防災力の向上に大きな役割を果たす企業の防災力の現状の強み、弱みを把握するための調査を実施した回数
目標値	3 回（3 年に 1 度（平成 19 年度、平成 22 年度））
現状値	1 回（実績（平成 16 年度））

施策項目（６） 事業所防災計画・事業継続計画（BCP）作成促進	
目標項目	研修会実施回数
目標項目内容	BCP 作成を促進するための研修会を実施した回数
目標値	5 回 / 年（北勢、伊賀、中勢、南勢、東紀州の 5 地域で開催）
現状値	5 回 / 年（実績（北勢、伊賀、中勢、南勢、東紀州））

施策項目（６） 企業の優良取組事例の紹介	
目標項目	事例集作成回数
目標項目内容	企業防災力の向上のために、優良事例を収集し事例集を作成、配付した回数
目標値	１回（企業防災診断時に情報を収集し、さらに「みえの防災大賞」における企業の事例も集約する。）
現状値	-

施策項目（６） 中小企業貸付金制度の利用促進	
目標項目	説明会開催回数
目標項目内容	企業防災力の向上のために、中小企業貸付金の活用に向けた説明会を開催した回数
目標値	２回／年
現状値	-（実績なし）

施策項目（７） 防災コーディネーターへの研修	
目標項目	研修実施回数
目標項目内容	みえ防災コーディネーター認定者に対する、知識や技能の向上を目的とした研修を実施した回数
目標値	２回／年
現状値	１回／年（実績）

施策項目（７） 自主防災組織リーダー等の人材育成	
目標項目	受講者数
目標項目内容	地域防災教育センター研修を受講した自主防災組織リーダーの延人数
目標値	８，８００人（年間１，０００人×４年）
現状値	４，８０９人（平成１８年度までの実績の合計）

施策項目（７） 企業防災担当者の人材育成	
目標項目	受講者数
目標項目内容	地域防災教育センター研修を受講した企業防災担当者の延人数
目標値	１，３５０人（年間２００人×４年）
現状値	５４３人（平成１８年度までの実績の合計）

施策項目（７） 消防職員、消防団員の訓練の充実	
目標項目	消防学校教育修了者数
目標項目内容	県内の消防職員、消防団員及び自衛消防隊員等の消防学校における教育訓練の修了者数
目標値	１９，８００人（年間１，７００人×４年）
現状値	１３，０２１人（平成１８年度までの実績の合計）

施策項目（ 7 ） 自治体職員の防災研修	
目標項目	受講者数
目標項目内容	自治体職員に必要な防災知識や技能の修得を目的とする防災教育センター研修を受講した自治体職員数
目標値	1,300人（年間150人×4年）
現状値	657人（平成18年度までの実績の合計）

施策項目（ 8 ） 堤防・防潮堤の整備	
目標項目	海岸整備率
目標項目内容	海岸保全施設整備の必要延長のうち整備済み延長の割合
目標値	65.2%（これまでの10年間の伸び率（7.8%）から、平成22年度末の目標値65.2%を設定）
現状値	63.6%（270.562km / 425.598km）

施策項目（ 8 ） 防潮扉・水門の自動化等	
目標項目	1)計画か所整備率（県管理施設）
	2)計画か所整備率
	3)計画か所整備率（県管理施設）
目標項目内容	防潮扉・水門の自動化等の計画か所に対する整備済みか所の割合
目標値	1)75.8%（25か所 / 33か所）
	2)80.0%（32か所 / 40か所）
	3)96.3%（105基 / 109基）
現状値	1)27.3%（9か所 / 33か所）
	2)17.5%（7か所 / 40か所）
	3)65.1%（71基 / 109基）

施策項目（ 8 ） 津波避難施設の整備・確保	
目標項目	整備施設数
目標項目内容	津波避難ビルの協定や津波避難タワー等の整備により確保された津波避難施設数
目標値	31施設（人的被害軽減のために必要とする津波避難施設数・2施設 / 年）
現状値	21施設（平成18年度までの実績の合計）

施策項目（ 9 ） 耐震化の普及啓発 住宅改修の相談に対応できるアドバイザー養成 住宅の耐震化	
目標項目	安全な住まいの割合
目標項目内容	住宅総数のうち、「現在の建築基準法の構造規定に適合した住宅」と「既存不適格住宅を耐震化した住宅」の合計の占める割合
目標値	81.5%（三重県耐震改修促進計画において設定している平成27年度90%の目標達成に向けたトレンド値）
現状値	74.0%（実績推計値）

施策項目（ 10 ） 県有施設の耐震化	
目標項目	防災拠点となる県有施設耐震化率
目標項目内容	「三重県公共施設の耐震化推進計画」において定めた昭和56年5月31日以前に建築された県有建築物のうち、耐震化された建築物の割合
目標値	85%（644棟 / 762棟）
現状値	80%（612棟 / 762棟）

施策項目（ 10 ） 市町有施設の耐震化	
目標項目	耐震改修促進計画策定市町数
目標項目内容	県内市町のうち耐震改修促進計画を策定した市町数
目標値	29市町（県内全市町）
現状値	-（実績なし）

施策項目（ 10 ） 防災拠点の設備の耐震化	
目標項目	1)耐震対策事例集作成 2)対策状況調査実施
目標項目内容	1)防災拠点となる施設における設備の耐震化事例集を作成した回数 2)防災拠点となる施設における設備の耐震化状況について調査を実施した回数
目標値	1)1回 2)3回（平成20年度以降1回/年）
現状値	-（実績なし）



施策項目（１１） 災害拠点病院の耐震化	
目標項目	災害拠点病院耐震化率
目標項目内容	県内９か所の指定災害拠点病院のうち、全棟耐震化されている施設の割合
目標値	６７％（６／９病院）
現状値	４４％（４／９病院）

施策項目（１１） 医療施設の耐震化	
目標項目	災害時に地域の拠点となる医療施設耐震化率
目標項目内容	災害時に地域の拠点となる４２医療施設病院のうち、全棟耐震化されている施設の割合
目標値	６４％（２７／４２病院）
現状値	４８％（２０／４２病院）

施策項目（１１） 社会福祉施設の耐震化	
目標項目	避難所に指定されている社会福祉施設耐震化率
目標項目内容	1)市町の避難所に指定されている隣保館のうち、耐震化されている隣保館の割合（生活部）
	2)各市町の避難所に指定されている社会福祉施設（棟単位）のうち、耐震化されている施設の割合（健康福祉部）
目標値	1) 66％（20／30施設）
	2) 76％（216／284施設）
現状値	1) 60％（18／30施設）
	2) 73％（206／284施設）

施策項目（１２） 公立学校施設・設備の耐震化	
目標項目	1)県立学校耐震化
	2)小中学校耐震化率
目標項目内容	1)県立学校全棟数のうち、耐震基準を満たした棟数の割合
	2)小中学校全棟数のうち、耐震基準を満たした棟数の割合
目標値	1) 92％（627／682棟）
	2) 92％（1,940／2,108棟）
現状値	1) 86％（585／682棟）
	2) 84％（1,774／2,108棟）

施策項目（１２） 私立学校施設・設備の耐震化	
目標項目	私立学校耐震化率
目標項目内容	私立の小・中・高・幼稚園・特別支援学校の学校施設等のうち、耐震化されている棟数の割合
目標値	75.2％（188／250棟）
現状値	68.4％（171／250棟）

施策項目（13） 鉄道駅の耐震化	
目標項目	耐震化支援駅数
目標項目内容	耐震補強事業に対する支援を実施する主要な鉄道駅数
目標値	3 駅（計画期間中に耐震化支援実施予定の駅数）
現状値	-（未実施）

施策項目（13） 集客施設等の耐震化	
目標項目	特定建築物耐震化率
目標項目内容	建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する特定建築物のうち、耐震化済み建築物の割合
目標値	75.3%（平成27年度末までの目標値90%に対する直線補完）
現状値	63.6%（2,529棟 / 3,978棟）

施策項目（14） 道路施設の耐震化	
目標項目	1) 橋りょう耐震補強整備率（県管理分）
	2) 落石等危険箇所整備か所数（県管理分）
目標項目内容	1) 緊急輸送道路にかかる橋梁のうち、耐震化された橋梁の割合
	2) 緊急輸送道路（県管理）のうち、落石等危険か所の対策を実施したか所数
目標値	1) 87.4%（390橋 / 446橋）
	2) 87か所（これまで5年間の対策数（見込み）47か所より、今後4年間の目標40か所を設定）
現状値	1) 65.5%（292橋 / 446橋）
	2) 47か所（進捗状況調査により、5年間の見込み値を算出）

施策項目（14） 堤防・防潮堤の耐震化	
目標項目	耐震化整備率
目標項目内容	海岸保全施設の耐震化必要延長のうち、整備済み延長の割合
目標値	1) 43.9%（これまで6年間の伸び率（1.9%）から、目標値43.9%を設定）
	2) 47.6%（これまで6年間の伸び率（6%）から、目標値47.6%を設定）
現状値	1) 42.3%
	2) 45.6%

施策項目（１４） 漁港・港湾における耐震強化岸壁の整備	
目標項目	県管理漁港（１１港）と県管理港湾（１９港湾）で、耐震強化岸壁の整備済港数
目標項目内容	県管理漁港（１１港）と県管理港湾（１９港湾）のうち、耐震強化岸壁の整備済港数
目標値	７港（平成２２年度末までに２港の整備を完了する）
現状値	５港（整備済港数）

施策項目（１４） 土砂災害防止対策の推進	
目標項目	１)山地災害保全率
	２)土砂洪水災害保全率
	３)土砂災害保全率
目標項目内容	１)山地災害危険地区が存在する集落（字単位）周辺の森林において、施設整備等により山地災害から守られている集落数の割合（山地災害から守られている集落数累計） ÷（H15年度末時点の山地災害危険地区にかかる集落数）
	２)要整備ため池、要整備地すべり地区のうち、整備済み地区の割合
	３)土砂災害危険か所のうち、施設整備により土砂災害から守られている人家戸数の割合
目標値	１) 56.6%（1,487集落 / 2,625集落）
	２) 46.8%（587地区 / 1,254地区）
	３) 25.6%（17,780戸 / 69,292戸）*
現状値	１) 54.6%（1,434集落 / 2,625集落）
	２) 45.7%（573地区 / 1,254地区）
	３) 24.4%（16,778戸 / 68,716戸）

\*平成16年の災害により被災したか所も要保全人家戸数にカウントしたことにより、現状値よりも分母数が増加した

施策項目（１４） 土地区画整理事業の推進	
目標項目	完了地区数
目標項目内容	既成市街地での土地区画整理事業の完了地区数
目標値	１地区（計画期間内の完了見込み地区数）
現状値	-（完了地区なし）

施策項目（１４） 緊急輸送道路・避難路沿い建築物の耐震化	
目標項目	特定建築物の把握率
目標項目内容	三重県耐震改修促進計画において、地震時に通行を確保すべき道路として指定した緊急輸送道路のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する特定建築物の調査を行い把握した路線の割合
目標値	100%（緊急輸送道路全路線）
現状値	-（未実施）

施策項目（１４） 電線類地中化の推進	
目標項目	事業着手か所数
目標項目内容	無電柱化推進計画に基づき、電線類地中化に事業着手した事業か所数
目標値	7か所（無電柱化推進計画に沿って計画されている事業箇所数）
現状値	3か所（現在着手している事業か所数）

施策項目（１４） 下水道施設の耐震化	
目標項目	計画策定
目標項目内容	下水道施設耐震化のための下水道地震対策緊急整備計画の策定
目標値	策定
現状値	-（未実施）

施策項目（１４） 自動販売機の耐震化	
目標項目	連絡体制が構築された業界団体数
目標項目内容	定期的な連絡会議を開催するための連絡体制が構築された自動販売機関係団体の数
目標値	3団体（たばこ団体、酒類団体を追加）
現状値	1団体（清涼飲料団体）

施策項目（１４） 耐震性貯水槽等の整備	
目標項目	設置支援か所数
目標項目内容	国庫補助金及び県単補助金による市町の耐震性貯水槽整備への支援件数
目標値	104か所（年間10基×4年）
現状値	64か所（過去5年間の実績による）

施策項目（１５） 避難路の整備	
目標項目	1)農道整備率（県施工） 2)漁港関連道整備率（県施工） 3)県管理海岸計画避難路整備済海岸数
目標項目内容	1)避難路になる農道・集落道のうち、整備延長に対する整備済み延長の割合 2)漁港関連道必要整備延長のうち、整備済み延長の割合 3)避難階段整備が必要とされる海岸のうち、整備済みの海岸数
目標値	1) 100%（(9.4+13.7)km / 23.1km） 2) 67%（(0.96+0.9)km/(0.96+1.80)km） 3) 10海岸（津波による被害が高い可能性のある、東紀州地域や南勢志摩地域における10海岸において、避難階段の整備を行う。）
現状値	1) 41%（9.4km/ 23.1km） 2) 35%（0.96km/(0.96+1.80)km） 3) 5海岸（実績による）

施策項目（１５） 避難所の耐震化	
目標項目	自治会管理等避難所耐震化率
目標項目内容	避難所指定されている施設の中でも耐震化の遅れている自治会等が管理している避難所のうち、耐震化済み避難所の割合
目標値	50%（355棟 / 709棟）
現状値	45%（320棟 / 709棟（平成17年））

施策項目（１５） 避難所適正配置計画の作成	
目標項目	計画作成
目標項目内容	避難所のネットワーク及び適正配置についての計画を策定した市町数
目標値	29市町（全市町）
現状値	-（実績なし）

施策項目（１５） 避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の整備	
目標項目	県民一人当たりの都市公園面積
目標項目内容	県内の都市計画区域内人口一人あたりの都市公園（国営・県営・市町営）の面積
目標値	9.27m <sup>2</sup> /人（15,345,500m <sup>2</sup> /1,656,000人）
現状値	8.64m <sup>2</sup> /人（14,219,000m <sup>2</sup> /1,646,000人（平成17年））

施策項目（１６） 地域住民による災害時要援護者対策の取組促進	
目標項目	1) 災害時要援護者対策推進計画策定市町数 2) 研修実施回数
目標項目内容	1) 県内市町のうち、災害時要援護者対策推進計画を策定した市町数 2) 市町及び県の地域職員等を対象とした、災害時要援護者支援対策の研修等を実施した回数
目標値	1) 29市町（全市町） 2) 1回／年
現状値	1) -（実績なし） 2) -（未実施）

施策項目（１６） 災害時要援護者向けの備蓄	
目標項目	入所型社会福祉施設食料備蓄率（3日分以上）
目標項目内容	入所型社会福祉施設である特別養護老人ホームのうち、3日分以上の食料が備蓄されている施設の割合
目標値	60%（56施設／94施設）
現状値	52%（43施設／82施設）

施策項目（１６） 福祉避難所の整備促進	
目標項目	福祉避難所の整備・指定
目標項目内容	県内市町のうち、災害時要援護者の避難生活に配慮された福祉避難所の整備・指定が行われている市町の数
目標値	19市町（県内の全沿岸市町数）
現状値	10市町（実績）

施策項目（１６） 多様なメディア、多様な手段による災害時要援護者への情報提供	
目標項目	1) 「防災みえ.jp」対応言語数 2) 商業施設等バリアフリー化施設数
目標項目内容	1) 三重県の防災に関するホームページ「防災みえ.jp」の対応言語数 2) 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（平成19年度改正予定）に基づく適合証交付施設数（累計数）（健康福祉部地域福祉室調べ）
目標値	1) 6言語（中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語を追加する） 2) 1,830施設（年間175施設×4年）
現状値	1) 2言語（日本語、英語） 2) 1,132施設（実績）

施策項目（１７） 孤立対策の促進	
目標項目	孤立対策推進計画策定市町数
目標項目内容	県内で孤立地区の発生が予想される市町のうち、孤立対策推進計画を策定した市町の数
目標値	１６市町（１,０００人以上の孤立が予想される県内市町）
現状値	-（実績なし）

施策項目（１８） 帰宅支援方法及び支援拠点等の検討	
目標項目	災害時において交通機関が途絶した場合に生じる帰宅困難者を支援するために締結した協定の数
目標項目内容	災害時において交通機関が途絶した場合に生じる帰宅困難者を支援するために締結した協定の数
目標値	５協定（協定対象を３件追加）
現状値	２協定（現状協定数）

施策項目（１９） 広域医療体制の整備	
目標項目	D M A T 運用計画策定
目標項目内容	D M A T（災害派遣医療チーム）の運用計画の策定
目標値	策定
現状値	-（未実施）

施策項目（１９） 地域医療体制の整備	
目標項目	二次保健医療圏災害医療体制構築地域数
目標項目内容	二次保健医療圏（北勢、中勢・伊賀、南勢・志摩、東紀州）単位等の災害医療体制の構築地域数
目標値	４地域
現状値	-（未実施）

施策項目（１９） 広域医療搬送のための臨時医療施設の確保	
目標項目	S C U 運用運営計画策定
目標項目内容	東南海・南海地震発生時において、広域搬送拠点の仮設救護所となる S C U（ステージング・ケア・ユニット）の運用運営計画の策定
目標値	策定
現状値	-（未実施）

施策項目（１９） 災害医療を支える人材育成	
目標項目	災害医療従事者等研修参加者数
目標項目内容	医師、看護師、保健師等を対象とした災害医療に関する研修等に参加した人数
目標値	１，５００人（平成１７年度末５００人の３倍）
現状値	８４１人（実績）

施策項目（１９） 医療機関等における食料、飲料水の備蓄	
目標項目	病院における食料、飲料水備蓄率（３日分以上）
目標項目内容	入院患者向けの食料、飲料水を３日分以上備蓄している医療機関等の割合
目標値	７０％（７７施設／１１０施設）
現状値	５８％（２日分以上（平成１７年度）４２施設／７３施設）

施策項目（１９） 医薬品等の備蓄・供給体制の整備	
目標項目	ネットワーク構築
目標項目内容	医薬品関係機関だけでなく医療機関も含めた災害時の医薬品の確保・供給体制を構築するためのネットワーク構築
目標値	構築
現状値	-（未実施）

施策項目（２０） 経済的被害の軽減（他のアクションと重複）	
関連 アクション	（６）（１０）（１１）（１２）（１３）各々全て
	（８）
	（９）
	（１４）
	（２６）

施策項目（２１） 総合防災訓練の実施	
目標項目	訓練参加者数
目標項目内容	県及び市町が実施する総合防災訓練への参加者数
目標値	１０万人／年
現状値	７６，６７６人（実績）

施策項目（２１） 図上訓練等の実施	
目標項目	訓練実施回数
目標項目内容	県が行う災害対応図上訓練の実施回数
目標値	１２回／年（災害対策本部及び地方部の訓練回数）
現状値	１２回／年（災害対策本部年３回、地方部各１回）



施策項目（ 2 1 ） 非常参集訓練の実施	
目標項目	訓練実施回数
目標項目内容	非常参集訓練の実施回数
目標値	2 回 / 年
現状値	2 回 / 年（実績）

施策項目（ 2 1 ） 情報伝達訓練の実施	
目標項目	訓練実施回数
目標項目内容	情報伝達訓練の実施回数
目標値	1 回 / 年
現状値	1 回 / 年（実績）

施策項目（ 2 1 ） 市町図上訓練の支援	
目標項目	図上訓練実施市町数
目標項目内容	県内市町のうち、災害図上訓練を実施した市町の数
目標値	1 0 市町（実施市町を倍増する）
現状値	5 市町（実施市町数）

施策項目（ 2 2 ） 応急対策活動要領の作成	
目標項目	応急対策活動要領の作成
目標項目内容	国の活動計画を踏まえた、県及び防災関係機関の連携による迅速かつ的確な応急対策活動要領・マニュアル等の作成数
目標値	4
現状値	1

施策項目（ 2 2 ） 広域防災拠点の整備	
目標項目	整備済地域数
目標項目内容	三重県広域防災拠点施設基本構想に基づく災害時における応急対策活動拠点となる広域防災拠点の整備地域数
目標値	3 地域（計画期間内に 2 地域を整備する）
現状値	1 地域（整備済地域数）

施策項目（２２） 災害対策活動用物資・資機材の備蓄	
目標項目	計画整備率
目標項目内容	1)三重県広域防災拠点施設基本構想に定める物資・資機材の計画整備量に対する整備済み割合 2)携帯用救助工具の警察署への計画整備に対する整備済み割合
目標値	1) 100% 2) 100% (114セット/114セット)
現状値	1) 80% (実績) 2) 65% (74セット/114セット)

施策項目（２２） GISを利用した災害情報収集、共有システムの整備	
目標項目	整備・配付市町数
目標項目内容	「メッシュ地図データ」の整備及び配付市町数
目標値	29市町（県内全市町）
現状値	-（未整備）

施策項目（２３） 市町地震対策アクションプログラム作成	
目標項目	作成市町数
目標項目内容	県内市町のうち、地震対策アクションプログラムを作成した市町数
目標値	15市町（県内市町の過半数）
現状値	1市（実績）

施策項目（２３） 市町防災力診断	
目標項目	診断実施回数
目標項目内容	市町を対象とした防災力診断の実施回数
目標値	5回（隔年で実施）
現状値	3回（実績）

施策項目（２３） 市町における防災専門組織の設置	
目標項目	専門組織等設置市町数
目標項目内容	県内市町のうち、防災専門組織の設置した市町数
目標値	15市町（県内市町の過半数）
現状値	10市町（実績）

施策項目（２３） 消防の広域化	
目標項目	計画策定
目標項目内容	消防の広域化促進のための計画の策定
目標値	策定
現状値	-（未実施）

施策項目（ 2 4 ） 市町村合併による防災無線の再整備	
目標項目	防災無線再整備市町数
目標項目内容	市町村合併に伴い防災無線を再整備した市町の数
目標値	4 市町
現状値	1 市町

施策項目（ 2 4 ） 津波情報伝達・警報システムの整備	
目標項目	津波情報伝達・警報システムの整備市町数
目標項目内容	津波情報伝達・警報システムを整備した市町数
目標値	8 市町
現状値	5 市町

施策項目（ 2 4 ） 緊急地震速報通報システムの整備	
目標項目	緊急地震速報通報システム設置施設数
目標項目内容	緊急地震速報通報システムを導入した施設数（公共施設、民間施設を含む）
目標値	1 0 施設（学校、病院、商業施設、文化施設等 10 施設）
現状値	-（実績なし）

施策項目（ 2 4 ） 災害時の広報体制整備	
目標項目	災害時の広報マニュアルの整備
目標項目内容	災害時広報マニュアルの整備
目標値	再整備
現状値	平成 1 7 年度整備

施策項目（ 2 5 ） 緊急輸送道路ネットワークの見直し	
目標項目	緊急輸送道路ネットワーク見直し
目標項目内容	緊急輸送道路ネットワークの構築のための見直しの実施
目標値	見直し
現状値	-（未実施）

施策項目（25） 緊急輸送道路の整備	
目標項目	1)整備率（県施工分） 2,3)整備率（県管理分）
目標項目内容	1)緊急輸送道路に位置づける予定の農道のうち、総整備延長に対する整備済み延長の割合 2)災害時に人員や物資等の輸送を確保するための緊急輸送道路（1次及び2次の91路線）に指定された路線のうち、整備済みの路線の割合 3)街路事業による緊急輸送道路の整備事業路線（か所）のうち、供用路線（か所）の割合
目標値	1) 100% ((32.9+10.1) km / 43.0km) 2) 91% (83路線 / 91路線) 3) 86% (6路線 / 7路線)
現状値	1) 77% (32.9km / 43.0km) 2) 87.9% (80路線 / 91路線) 3) 43% (3路線 / 7路線)

施策項目（25） 交通障害等被害情報の早期収集システムの充実	
目標項目	計画整備か所率
目標項目内容	緊急輸送道路における信号制御機の計画整備か所のうち、整備済みか所の割合
目標値	44.7% (783か所 / 1,751か所)
現状値	41.2% (722か所 / 1,751か所)

施策項目（25） 道路情報システムの運用	
目標項目	道路情報システム運用
目標項目内容	道路災害情報収集・提供システムの運用
目標値	運用
現状値	試行（実績）

施策項目（26） ライフライン施設の耐震化	
目標項目	補強済水管橋数
目標項目内容	補強済水管橋数
目標値	1)（水道）56橋（企業庁防災危機管理推進計画） 2)（工水）31橋（企業庁防災危機管理推進計画）
現状値	1) 50橋（実績） 2) 13橋（実績）

施策項目（26） 応急復旧要員の確保及び関連業界との連携体制の強化	
目標項目	1) みえ水道ボランティア制度登録者の研修・訓練実施回数 2) 関連業界との研修・訓練実施回数
目標項目内容	1) みえ水道ボランティア制度登録者の研修・訓練実施回数 2) 関連業界との研修・訓練実施回数
目標値	1) 4回/年（各水道事務所単位で研修・訓練を1回ずつ、計4回/年） 2) 8回/年（建設業協会各支部単位で研修・訓練を1回ずつ、計8回/年）
現状値	1) 4回/年（実績） 2) 10回/年（実績）

施策項目（26） 水道災害広域応援協定に基づく応援体制の充実	
目標項目	1) 災害応急給水計画策定数 2) 市町と連携した訓練実施回数
目標項目内容	1) 水道災害時における迅速な広域的応援態勢を整えるための応急給水計画の策定数 2) 市町と連携した訓練実施回数
目標値	1) 5計画（県内5ブロックごとに計画を策定） 2) 4回/年（各水道事務所単位で研修・訓練を1回ずつ、計4回/年）
現状値	1) -（未実施） 2) 3回/年（実績）

施策項目（26） 応急給水支援設備及び応急用資材の整備	
目標項目	1) 応急給水支援設備の設置要望に対する設置率 2) 応急用資材の整備
目標項目内容	1) 応急給水支援設備の設置要望数（か所）に対する設置数（か所）の割合 （設置数（か所）/設置要望数（か所）×100%） 2) 大規模災害対策用の応急用資材の必要量を検討し整備する
目標値	1) 100%（要望に対して全て対応） 2) 整備
現状値	1) -（実績なし） 2) 整備

施策項目（２７） 市町災害廃棄物処理計画の策定	
目標項目	策定支援市町数
目標項目内容	県内市町のうち、災害廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）に係る 発生量推計 がれき仮置場の候補地選定 適正処理について定めた処理計画を県の支援を受けて策定した市町数
目標値	２９市町（県内全市町）
現状値	３市町（実績）

施策項目（２８） 被災建築物応急危険度判定士の支援受け入れ・連携体制の整備	
目標項目	被災建築物応急危険度判定コーディネーター数
目標項目内容	被災建築物応急危険度判定の実施にあたり、市町に置く判定実施本部、県に置く支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整役となるため、応急危険度判定コーディネーター養成研修を受講した行政職員等の数
目標値	１７５人（（市３名×１４市＋町１名×１５町）×３ １７５人）
現状値	１４０人（実績）

施策項目（２８） 住宅応急対策マニュアルの作成	
目標項目	マニュアル作成
目標項目内容	災害時において県・市町が被災者に応急仮設住宅を供給するためのマニュアルの策定
目標値	作成
現状値	-（未実施）

施策項目（２９） 生活相談マニュアルの作成	
目標項目	マニュアル作成
目標項目内容	被災者相談マニュアルの作成
目標値	作成
現状値	-（未実施）

施策項目（２９） 被害認定担当職員の研修の充実強化	
目標項目	マニュアル作成
目標項目内容	住宅被害調査員用マニュアルの作成
目標値	作成
現状値	-（未実施）

施策項目（３０） 震災復興マニュアルの作成	
目標項目	マニュアル作成
目標項目内容	震災後の復興計画策定のための復興マニュアルの作成
目標値	作成
現状値	-（未実施）



## 2.用語解説集(50音順)

「第2次三重地震防災対策アクションプログラム」の用語解説集に掲載の用語一覧

【あ行】	新しい時代の公、エコノミークラス症候群、SCU(ステージングケアユニット)、NPO
【か行】	帰宅困難者、共助、緊急地震速報、緊急輸送道路、県民しあわせプラン、広域災害救急医療情報システム、公助、孤立集落
【さ行】	災害拠点病院、災害時帰宅支援ステーション、災害時要援護者、災害廃棄物、災害用伝言ダイヤル、GIS(地理情報システム)地震防災戦略、自主防災組織、自主防災組織リーダー、自助、地震防災対策強化地域、地震防災対策推進地域、住宅応急対策マニュアル、住宅改修アドバイザー、震災復興マニュアル、図上訓練
【た行】	耐震改修促進法、地域防災計画、地域防災ネットワーク、中小企業貸付金制度、津波危険区域、津波情報伝達・警報システム、津波浸水予測地区、津波対策施設(防潮堤、防波堤)津波避難施設(津波避難ビル、津波避難タワー)、DMAT、東海地震、東南海・南海地震、道路情報システム、特定建築物、土地区画整理事業
【な行】	内陸活断層、二次保健医療圏災害医療体制
【は行】	ハザードマップ、被災建築物応急危険度判定コーディネーター、被災建築物応急危険度判定士、BCP、避難勧告、文化力、防災コーディネーター、防災みえ.jp、防災無線、
【ま行】	三重県地震対策推進条例、みえ地震防災の日、みえ水道ボランティア制度
【や行】	-
【ら行】	リスナー、リスナー指導者
【わ行】	-

用語(掲載頁)	説明
新しい時代の公 (10)	公(公共領域)の活動に、多様な主体(県民一人ひとり・行政・NPO・地域団体・企業)が参画し、みんなで支える社会のあり方、およびその形成に向けた諸活動のことをいいます。
エコノミークラス症候群 (1)	長時間同じ姿勢で座っていることで血流が悪くなり、下肢静脈に血栓ができます。これが原因で息苦しさや胸の痛みを伴い、ひどい場合は呼吸困難を引き起こし死亡に至ることもあります。本来は、航空機のエコノミークラスで生じた症状であったため、エコノミークラス症候群と呼ばれています。 平成16年10月に発生した新潟県中越地震で、自宅を離れ避難所として車の中で寝泊りしている被災者の方が、エコノミークラス症候群で亡くなり、地震被害の事例としても着目されるようになりました。適度に体を動かす、水分補給を心がける、足を高くして寝る等の対策により血液の循環を高め、健康状態を維持することが重要となります。
SCU (ステージングケアユニ	広域搬送基地(ハブ)の設置に用いられる概念で、救護・患者輸送の中継拠点をいいます。災害医療の一つの手段としてますます重要視されており、



<p>ット) (29)</p>	<p>いわば「医療＋物流」が、広域医療搬送システムといえます。 救急救命におけるドクターヘリシステムの浸透、災害医療におけるDMAT（災害派遣医療チーム）の整備等、複層的に影響しながら広域医療搬送システムの構築が進められています。 被災地域外の災害拠点病院で治療を受けることが適切と判断された傷病者のSCUから治療可能な各地の災害拠点病院への受け入れは、各地の受け入れ病院の態勢と航空管制が整い次第、医療職の判断に従って搬送となりますが、空路と陸路を経由する等、その時間と道のりに耐えうる状態であることが前提条件となります。</p>
<p>NPO (7,8,16)</p>	<p>地域範囲にこだわらず、社会のニーズ、課題に基づき継続的・自発的に社会貢献活動を行う団体の総称で、近年、福祉・環境・国際協力・まちづくり等の様々な分野においてその活動が活発化しています。 公益法人・社会福祉法人、学校法人等の法律に基づく法人の他、ボランティア活動をはじめとした市民の役割への期待は一層大きくなってきています。このような特定のテーマに関する自由な社会貢献活動を促進するため、法人格を付与すること等を目的として平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されました。また、これまでの活動実態を踏まえ、国民の多様化したニーズに効果的かつ機動的に応え、自己実現の意欲を生かすことができる仕組みとして改正されたNPO法人制度が平成15年5月から施行されています。</p>
<p>帰宅困難者 (12,29)</p>	<p>帰宅困難者とは、「大地震が発生し交通機関等が麻痺した場合、徒歩帰宅が困難な者」と定義し具体的には自宅への道のりが20kmを超える人を、帰宅困難者と想定します。 平日の昼間に大地震が発生すると、都心地域には多数の帰宅困難者が発生し、避難空間の確保と食料や水、トイレの確保が大きな問題となります。 帰宅困難者は、昼間人口の約30%に相当すると推計され、行政や企業等の今後の対応策が大きな課題となります。</p>
<p>共助（地域の役割） (3,7)</p>	<p>地域連携による防災活動をいいます。県民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいいます。また、自治組織や民間組織が、県民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も共助に含まれます。</p>
<p>緊急地震速報 (26,33)</p>	<p>緊急地震速報とは、地震の発生直後に、震源近くで地震（P波、初期微動）をキャッチし、震源の位置や地震の規模（マグニチュード）、想定される揺れの強さを自動計算し、これに基づいて、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域の名前を強い揺れが来る前に発表するものです。平成19年10月からの運用が予定されています。</p>
<p>緊急輸送道路 (4,24,25,26,28,31,33,34)</p>	<p>緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路ならびにこれらの道路と都道府県知事が指定する防災拠点（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地）</p>

	とを連絡し、または防災拠点を相互に連絡する道路をいい、地震直後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路です。
県民しあわせプラン (5)	おおむね 10 年先を見すえた県政のめざすべき将来像とその実現に向けた道筋を示した県の上位計画で、平成 16 年 3 月に策定しました。3 つのテーマ(元気、くらしの安全・安心、絆)ごとに、めざすべき社会像を掲げています。
広域災害・救急医療情報システム (29)	大規模な広域災害における人命の救援・救助には、まず情報を迅速かつ正確に把握することが重要となります。医療機関、医療関係団体、医師会、消防機関、保健所、市町村等の情報ネットワークの構築に向けて、災害医療の予備情報および対策情報の収集・提供や迅速かつ確な救護活動のしくみづくりの支援を目的として、阪神淡路大震災における教訓から構築されました。
公助(行政の役割) (7)	行政が実施主体となる地震対策で、地震災害に強い県土みえを実現する活動をいいます。
孤立集落 (1)	<p>地域特性に伴う課題として、我が国の国土の約 7 割の面積を占める中山間地域や沿岸地域においては、自然災害が発生した場合、地形条件、交通アクセス等から孤立集落がしばしば発生してきました。</p> <p>平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震 脆弱な地質構造の山間地において多発した土砂災害等により、中山間地域に散在した集落へ至る交通網等が寸断され、新潟県山古志村(現長岡市)を始めとする各地で集落が孤立</p> <p>平成 17 年台風第 14 号に伴う豪雨 九州地方の中山間地域で、多数の斜面崩壊や河岸浸食が発生し、道路等の交通網等が寸断し、集落が孤立。さらに、中山間地域だけでなく、山が海に迫った沿岸部や島しょ部においても、斜面の崩壊、津波等により、他の地域や島外へのアクセスが遮断</p> <p>平成 18 年豪雪 道路が寸断され、新潟県津南町及び長野県栄村が孤立</p> <p>このように、自然災害によって孤立した集落は、周辺とのアクセスが寸断されているため、集落全体の救出・救助・救援・復旧活動に支障が生じます。また、中山間地域においては人口減少や少子高齢化の進行が著しく、地域防災力の低下が懸念されています。災害発生時における他の地域とのアクセスの確保をはかるとともに、寸断された場合の対処方針も検討しておく必要があるといえます。</p>
災害拠点病院 (23,39)	災害時に中心となって医療を行う地域ごとに指定されている病院をいいます。阪神・淡路大震災における災害医療体制の不備、特に災害時医療を提供する医療施設側の対応・準備が不十分であったことへの反省から、厚生労働省(当時の厚生省)の指導のもと 1996 年から開始された体制で、現在

	<p>500 以上の施設が、地域災害医療センターとして指定され、その内の特に各県単位で中心となる施設を基幹災害医療センターとして指定されています。</p> <p>災害医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられ、求められる機能は以下のものが挙げられます。</p> <p>救命医療を行うための高度診療機能 被災地からの重症傷病者の受入れ機能 医療救護班の派遣機能 地域医療機関への応急用医療資機材の貸出し機能 研修を行う施設を保有し、災害医療の研修を行う機能 (基幹災害医療センター)</p> <p>厚生労働省の基準では、地域の災害拠点病院について原則として、二次保健医療圏ごとに1か所となっており、本県は以下の病院を指定しています。</p> <p>1. 地域災害医療センター(8病院) 上野総合市民病院 尾鷲総合病院 鈴鹿中央総合病院 松阪市民病院 県立志摩病院 三重大学医学部附属病院 山田赤十字病院 市立四日市病院</p> <p>2. 基幹災害医療センター(1病院) 県立総合医療センター</p>
<p>災害時帰宅支援ステーション (29)</p>	<p>災害時において、交通機関の途絶や昼間人口の増大による帰宅困難者の発生が懸念されています。設定される避難・帰宅計画ルートに、コンビニエンスストアやガソリンスタンドをはじめとする民間事業者の協力のもとに、帰宅支援施設を配置する必要があります。これを「災害時帰宅支援ステーション」としています。基本的には、水道水・トイレ・道路等の情報の提供を目的とし、事業者や店舗ごとに、サービス内容を独自に設定することも可能です。</p> <p>帰宅支援施設に係るステッカー等に統一基準を設ける等、住民への周知や関西広域における認知に向けた取組が促進されています。</p>
<p>災害時要援護者 (1,3,4,8,12,14,19,26,27,33)</p>	<p>必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの命を守るために安全な場所に避難する等、災害時の一連の行動をとる際に支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等や地域に不案内な観光客等が挙げられます。災害時要援護者は、新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、難所での生活に困難をきたしますが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能となります。</p>
<p>災害廃棄物 (12,35)</p>	<p>地震や洪水などで建築物が倒壊、焼失する等により発生したがれき類、木くず、コンクリート塊等のこと。大規模な災害の場合、市町だけでは対応</p>

	<p>しきれないケースが考えられるため、県は廃棄物関連の業界団体等と協定を結び、互いに連携しながら迅速で適正な災害廃棄物処理が行われるように取り組んでいます。</p>
災害用伝言ダイヤル「171」	<p>地震などの大災害発生時でも、回線の混雑緩和をはかるためにNTTなどが提供しているメッセージ録音サービスをいいます。</p> <p>地震などの大災害発生時は、安否確認等の電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくくなることが想定されます。</p> <p>災害時は、被災地内と全国からの被災地への電話回線は混雑しますが、被災地から全国への発信回線および被災地外と全国間の電話回線には比較的余裕があると考えられます。そこで、災害用伝言ダイヤルでは、安否情報などの伝言を比較的余裕のある全国へ分散させ、回線混雑を避けた迂回先で伝言のやり取りをすることで、安否の確認等をスムーズに行うことを可能としています。</p> <p>平成18年度の「防災に関する県民意識調査」では、使い方を知っていると答えた人が約20%、安否確認システムとして知らないと答えた人が約20%となっています。</p>
G I S (地理情報システム) (32)	<p>G I S (Geographic Information System) とは、位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析をおこなったり、情報を視覚的に表示させることが可能なシステムで、災害時には、建築物等の被災情報を地図情報と結び付けて火災や人的被害を含めた高度な分析や視覚的表示として活用したり、地図を利用した情報の共有化をはかることができます。</p>
地震防災戦略 (6)	<p>平成17年3月に中央防災会議において策定された、東海・東南海・南海地震に係る被害軽減計画のことをいい、今後10年間(平成26年)で、被害を半減させることを目標としています。三重県の減災目標は、県版「地震防災戦略」という位置づけで、「第2次三重地震対策アクションプログラム」の中で定めています。</p>
自主防災組織 (2,3,7,8,13,16,189,20,28,31)	<p>自主防災組織とは、地域住民が自主的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織をいいます。大規模地震が発生した場合等は、各自がばらばらに行動しても効果は少なく、むしろ混乱が増幅するおそれもあります。災害による被害を最小限に留め、少しでも早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を担います。平成18年度の「防災に関する県民意識調査」では、自主防災組織の有無がわからないと答えた人が約45%、活動認知度は約50%、必要度は約96%と高くなっています。</p>
自主防災組織リーダー (2,20)	<p>自主防災組織の活動が効果的に実践されるために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人をいいます。このため、防災知識や技術を身につけ、住民と力を合わせて、平常時には地域の安全点検や</p>

	<p>防災知識の普及・啓発、防災資機材の整備・点検、防災上問題のある箇所 の把握・改善、災害時要援護者の把握、防災訓練等を行い、また、災害時 には、地域住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるために、自ら 率先して行動するとともに、効果的な防災活動が展開されるよう、自主防 災組織を指導することが求められます。</p>
<p>自助（県民の役割） (3,17,18)</p>	<p>「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、県民一人ひとりが 自分の命や生活を守るための活動をいいます。この自助の中には、県民個 人のみではなく、各組織が自分の組織を守るための活動も含まれます。</p>
<p>地震防災対策強化地域 (1)</p>	<p>東海地震の地震防災対策強化地域をいい、指定される地域内の市町では、 強い揺れや津波に警戒する必要があります。</p> <p>（平成18年4月現在10市町：木曾岬町・桑名市・伊勢市・鳥羽市・志摩 市・大紀町・南伊勢町・紀北町・尾鷲市・熊野市）</p> <p>平成18年度の「防災に関する県民意識調査」では、該当地域居住者の認知 度は約50%となっています。</p>
<p>地震防災対策推進地域 (1)</p>	<p>東南海・南海地震の地震防災対策推進地域をいい、県内全域が指定されて います。</p>
<p>住宅応急対策マニュアル (35)</p>	<p>応急仮設住宅・住宅の応急修理・被災住宅居住者に対する相談に関するマ ニュアルをいいます。</p>
<p>住宅改修アドバイザー (22)</p>	<p>三重県では、住宅耐震分野・バリアフリー分野・その他の分野について、 住宅改修に関する県民の相談に無料に対応していただける方を名簿に登載 し、広く県民のみなさんに利用していただく「みえの住まいの人財バンク」 制度を実施しており、この名簿に登載された方を住宅改修アドバイザーと 呼んでいます。</p> <p>建築技術者を対象に、耐震改修およびバリアフリー改修等の基礎的知識 を取得し、住宅を改修する際の身近なアドバイザーとして活躍していただ くことを目的とした研修会を開催し、参加者のうち希望者について前記の 人財バンクに登録しています。</p>
<p>震災復興マニュアル(36)</p>	<p>主に行政担当者が活用する、復興実務の手引書をいいます。</p>
<p>図上訓練 (3,31,33)</p>	<p>実技の体得を目的とする訓練の対極に位置づけられ、主に情報に基づき、 災害イメージの習得や災害時の状況予測や判断、意思決定能力の向上をは かるもので、机上訓練の総称をいいます。訓練対象者の特性やレベルに応 じて訓練方法が分化されてきており、演習時に紙面だけでなくコンピュー タや各種の情報ツールを使用した演習が開発されています。</p>
<p>耐震改修促進法</p>	<p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日法律第123 号)のことで、阪神・淡路大震災の教訓から、現行の耐震基準に適合しない 既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進し、建築物の地震に対する安全性を 確保するために制定されました。同法改正(平成18年1月)により策定し た、三重県耐震改修促進計画では、建築物の用途ごとに耐震化の目標を定</p>

	<p>め、地域の状況等を踏まえた取組を実施することにより、建築物の耐震化を促進することとしています。</p> <p>第2次三重地震対策アクションプログラムにおいて、下記の建築物について耐震化の目標値を掲げて取り組みます。</p> <table border="0"> <tr> <td>施策項目(9)個人住宅</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>施策項目(10)県・市町有施設</td> <td>79% (県有施設)</td> </tr> <tr> <td>施策項目(11)医療施設・社会福祉施設</td> <td>67% (災害拠点病院)</td> </tr> <tr> <td>施策項目(12)学校施設</td> <td>92% (県立学校)</td> </tr> <tr> <td>施策項目(13)民間施設等</td> <td>90%</td> </tr> </table> <p>耐震改修促進法に定める規模以上の建築物に限る</p>	施策項目(9)個人住宅	90%	施策項目(10)県・市町有施設	79% (県有施設)	施策項目(11)医療施設・社会福祉施設	67% (災害拠点病院)	施策項目(12)学校施設	92% (県立学校)	施策項目(13)民間施設等	90%
施策項目(9)個人住宅	90%										
施策項目(10)県・市町有施設	79% (県有施設)										
施策項目(11)医療施設・社会福祉施設	67% (災害拠点病院)										
施策項目(12)学校施設	92% (県立学校)										
施策項目(13)民間施設等	90%										
地域防災計画 (5,7)	<p>地域防災計画とは、災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命、財産を災害から守るためにとるべき災害対策を規定するために、都道府県や市町村などの地方自治体が策定する防災計画をいい、国の策定した防災基本計画に準じるように、地域防災計画を策定することが規定されています。災害発生前の「災害予防」、災害発生直後の「災害応急対策」、災害発生後の「災害復旧・復興」の3つの時期について計画を策定しています。</p>										
地域防災ネットワーク (19)	<p>地域が主体となった「知る」「備える」「行動する」という防災活動が一層活発になるよう、多様な主体が防災ネットワークを構築し、地域の特性を踏まえつつも、市町の枠を越えた広域的な取組による展開をしていく仕組みづくりです。既に構築された3地域(三河・伊勢志摩・東紀州)の他にも、地域に応じた取組を進めるとともに、県内各地で多様な主体による防災への取組が自発的に機能し、自助・共助による防災活動が展開され、県全体で地域防災力が向上されるよう働きかけていくこととしています。</p>										
中小企業貸付金制度 (20)	<p>地震災害の防止対策や安全対策の活動に取り組む三重県内の中小企業に対する「中小企業融資取扱金融機関」からの低利な融資制度です。</p>										
津波危険区域	<p>「東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき区域」により抽出した三重県内の該当区域をいいます。</p> <p>平成18年度の「防災に関する県民意識調査」では、津波危険区域居住者の認知度は約72%となっています。</p>										
津波情報伝達・警報システム (21,26,33)	<p>同報無線を自動的に起動して、津波等の情報を住民に伝えるシステムをいいます。ここでは、緊急情報衛星同報受信設備およびJ - A L E R Tのことを指しています。</p>										
津波浸水予測地区	<p>津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいい、過去の津波の浸水実績やシミュレーションによる津波の浸水予測地域に基づいて定めています。</p>										
津波対策施設 (防潮堤) (防波堤) (21,24,30)	<p>防潮堤</p> <p>高地移転が難しい場合に、居住地区を高い堤防で囲み、海域と遮断するものをいい、津波・高潮対策の構造物としては最も一般的です。</p>										

	<p>防波堤</p> <p>沿岸域での防潮堤の設置が難しい、または天端高さが限られている等の場合に効果的で、通常、防波堤は湾口に設置されます。防潮堤の補完機能をもつ有効な対策として位置づけられ、堤内の水位上昇を減少させるため、整備水準を維持したまま、防潮堤の天端高を低くすることができます。</p>
<p>津波避難施設 (津波避難ビル・津波避難タワー) (14,21,26)</p>	<p>津波避難ビル</p> <p>津波浸水予測地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設(人工構造物に限る)をいい、津波による浸水の恐れのない地域の避難施設や高台は含みません。</p> <p>津波避難タワー</p> <p>津波避難ビルと同等の用途に用いるもので、避難ステージを支柱で支える形状(鉄鋼製)をしています。津波からの避難に当たって、近くに高台や適切なビルがない場合等に建設が検討されます。</p>
<p>DMA T (29)</p>	<p>米国における災害時の医療班派遣システムの一つ(disaster medical assistant team = DMA T)をいいます。日本では、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームがあります。阪神・淡路大震災では、いわゆる「避けられた災害死」が大きな問題として取り上げられました。医療の需要が拡大する一方、病院の被災・ライフラインの途絶・医療従事者の確保の困難が想定される被災地に迅速に駆けつけて病院支援や救急治療を行い、傷病者を他府県へ搬送する等の活動を担うことによって、被災者の死亡や後遺症が減少することが期待されています。</p>
<p>東海地震 (1,7,11,17,21,28)</p>	<p>東海地震とは、駿河湾から静岡県付近が震源になると予測されているプレート型地震。百数十年ごとにM8クラスの地震をたびたび起こしています。昭和53年に制定された大規模地震対策特別措置法の対象とされ、予知研究が進められています。</p>
<p>東南海・南海地震 (1,6,7,11,17,21)</p>	<p>東南海・南海地震とは、東海・遠州灘西部から四国・土佐湾にかけての太平洋の沖合を震源にこれから30年以内に60%~70%の確率で発生するとされる巨大地震をいい、被害総額は57兆円と試算されています。(兵庫県南部の直接被害額は19兆円)</p>
<p>道路情報システム (34)</p>	<p>道路情報システムは、地震・風水害等の大規模災害等が発生した際の道路災害発生箇所情報及び道路通行規制情報を、道路管理者による情報のみならず、広く一般からの書き込み情報もあわせて収集・提供するシステムです。(なお、現在は試行段階であり「災害情報を登録する」機能だけが利用可能で、「災害情報を見る」の機能については追って提供の予定です。)</p>
<p>特定建築物 (24,25)</p>	<p>耐震関係規定に適合しない既存不適格建築物のうち、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの、火薬類、石油類その他一定量以上の危険物を貯蔵又は処理する建築物、地震時に通行を確保する必要があるとして都道府県</p>

	<p>耐震改修促進計画に記載された道路に接する一定規模以上の建築物をいいます。これは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）第6条で規定されています。</p>
<p>土地区画整理事業 (25,31)</p>	<p>既成市街地や新市街地において、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として換地手法を用いて土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な住宅宅地の供給などを行う事業をいいます。</p>
<p>内陸活断層</p>	<p>活断層とは、大地震が浅い場所で発生した場合、地表に段差や食い違いが連続して生じる地表地震断層の累積で、近い将来に動く可能性のある断層のことをいいます。広域かつ甚大な被害が想定される東海・東南海・南海（プレート型）地震に加え、三重県内には、養老・桑名断層帯、鈴鹿東縁断層帯等の内陸活断層があり、これらによる内陸型地震でも大きな影響を及ぼす可能性が想定されています。</p>
<p>二次保健医療圏災害医療体制 (29)</p>	<p>県民に適切な保健医療サービスを効率的に提供するためには、地域の体制確保することが重要です。</p> <p>県民の生活行動の実態を踏まえ、保健医療サービスの提供主体の機能分担と連携の下に保健医療圏を設定し、健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制を整備していくことが必要となります。圏域については、次のとおり一次、二次、三次の保健医療圏を設定しています。</p> <p>一次保健医療圏：原則として市町の区域</p> <p>二次保健医療圏：救急医療体制の整備や医療機能を考慮した既存の医療関係の圏域、保健所、広域市町圏等の行政管轄区域との整合性を考慮した地域（北勢・中勢伊賀・南勢志摩・東紀州）</p> <p>三次保健医療圏：一次・二次保健医療圏での保健医療機能を支援する高度の専門的な保健医療サービスの提供と、調査研究等、保健医療従事者等の教育研修のシステム整備を提供するための地域的単位（三重県全域）</p>
<p>ハザードマップ</p>	<p>災害（地震・水害・津波・土砂災害等）の危険度を予測して地図上に表したもので、住民の避難時の活用や災害学習等の目的に応じて利用されます。</p>
<p>被災建築物応急危険度判定コーディネーター (35)</p>	<p>被災建築物応急危険度判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整を行う行政職員等をいいます。大地震時には、被災地以外から派遣される応急危険度判定士を受け入れて、必要判定士数を確保しなければならないことから、判定士を取りまとめるコーディネーターの人材養成が必要です。</p>
<p>被災建築物応急危険度判定士 (35)</p>	<p>被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等から生ずる二次災害を防止するために、建築物の被害の</p>



	<p>状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定・表示して、建築物への立ち入りの可否を住民に情報提供するものです。判定は、資格を持った判定士が被災した建築物を調査し「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階に判定します。判定活動は緊急を要するため、地震災害発生直後から速やかに実施されます。三重県では、建築士・特殊建築物等調査資格者等を対象に、被災建築物応急危険度判定士登録講習会を開催しています。講習会の受講者で、判定士としてボランティア活動を行う意志があり、県に登録をされた方々を被災建築物応急危険度判定士といいます。</p>
BCP (4,7,14,20,29,36)	<p>企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを定めた計画をBCP（事業継続計画）といいます。</p>
避難勧告	<p>災害対策基本法第60条では、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、市区町村長は、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示することができる」と定められています。</p> <p>拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して勧める、または促す行為と解釈されています。</p>
文化力 (10,11)	<p>文化を、生活の質を高めるための人々のさまざまな活動およびその成果と広く定義したうえで、文化的な価値に着目し、経済と文化のバランスのとれた政策へと転換していきます。三重県では3つの側面（人間力・地域力・創造力）を持つ「文化力」と「新しい時代の公」の考え方を合わせ、二本柱として政策・事業を展開していくこととしています。</p>
防災コーディネーター (3,13,20)	<p>大震災発生の危険性が予測される今日、県や市町からの要請により、平常時は地域や企業等で減災と防災力向上のための啓発活動を行い、災害時は復旧・復興活動を支援、指導する地域の防災リーダーをいいます。</p> <p>県が平成16年度から平成18年度までに実施した「みえ防災コーディネーター育成講座」を一定以上履修した人で、223人が認定されています。</p>
防災みえ.jp (27)	<p>県の防災のホームページ（HP）で、防災に関する情報公開を行っています。また、気象情報や全国の地震情報等の防災情報をメールで配信する仕組みも備えています。第2次三重地震対策アクションプログラムにおいて、対応言語数を充実することを目標とした取組（施策項目(16)災害時要援護者対策の推進）があります。しかし、平成18年度の「防災に関する県民意識調査」では、HPおよびメール配信の認知度はそれぞれ約35%、約21%</p>

	となっています。
防災無線 (21,28,33)	災害情報の収集・伝達のため、市町や防災関係機関を結ぶ都道府県防災行政無線網がすでに整備され、民間の通信衛星を利用して全都道府県が電話、ファクシミリ、データ画像を相互にやり取りできるネットワークも整備されつつあります。
三重県地震対策推進条例 (2,5)	地震対策推進体制の整備の一環として、平成16年3月に制定しました。県、県民及び事業者の果たすべき責務を明確にするとともに、市町、県民および事業者等と共に災害に強い県土づくりを推進することを目標としています。平成18年度の「防災に関する県民意識調査」では、内容等の認知度は30%未満となっています。
みえ地震防災の日	三重県地震対策推進条例（平成18年10月改正）の第7条の2に、県民及び事業者が、地震災害及び地震対策に関する理解を深め、地震防災活動の一層の充実をはかることを目的とし、12月7日を「みえ地震防災の日」とすることを定めています。
みえ水道ボランティア制度 (34)	大規模地震時における応急対策を効率的に推進するために、三重県企業庁の水道用水供給事業及び工業用水道事業に携わった退職者の自発的な支援協力を利用する制度をいいます。
リスナー (4)	不安を感じる人に対し、身近な相談者として相手の話に耳を傾け（良き傾聴者）、相談相手となり（良き相談者）、専門機関（人）を紹介するなどの対応ができる人のことです。
リスナー指導者(4)	「リスナー」を指導する能力を有する人のことです。

### 3. 進行管理シート

#### 第2次三重地震対策アクションプログラム進行管理シート

##### ■アクションごとの進行管理シート

施策目標				進行管理データ区分		
施策の柱				単年		
施策項目				累積・定性的		
主担当部局						
担当者						
担当者						
関連部局						
アクション	県の取組内容		目標項目	現状値	目標値	目標増分
年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度		評価
事業名						
事業費						
計画						
着手						
協議調整						
結果課題						
進捗率	実績					
	累積					
備考（達成度検証時の協議事項等）						

■アクションごとの進行管理シート（記載例1）

施策目標	1	防災風土の醸成	進行管理データ区分			
施策の柱	1	防災知識の普及	単年			
施策項目	3	防災教育の推進	累積 定性的			
主担当部局	教育委員会					
担当者						
担当者						
関連部局	なし					
アクション	県の取組内容		目標項目	現状値	目標値	目標増分
①公立学校における防災教育の実施	防災教育推進校の指定及び防災教育を推進する。		防災教育推進校指定校数	102校	182校	80校
年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	評価	
事業名 事業費						
計画	防災教育の内容・項目および方法について対象となる小中高校の児童および生徒に相応した内容を検討する。	初年度は対象学年を幅広く実施したが、今年度は小学校を集中的に20校指定し、防災教育を実施する。	中学校を集中的に20校指定し、防災教育を実施する。	高校を集中的に20校指定し、防災教育を実施する。		
着手	小学校 5校 中学校 3校 高校 2校 の計 10校を指定して実施。	小学校20校を指定して実施。	中学校10校を指定して実施。	高校20校を指定して実施。		
協議調整	小学校低学年と高校生とでは、心身の発達状況はもちろん、社会との距離感や防災に対する理解・興味・関心のあり方等にかなりの違いが見受けられた。	防災教育の方法や内容に反映すべき要求事項等、教職員間における共通理解が深まった。	授業数等調整の結果、本年度当初の計画は未達成。防災教育の方法や内容に反映すべき要求事項等、教職員間における共通理解が深まった。	防災教育の方法や内容に反映すべき要求事項等、教職員間における共通理解が深まった。		
結果課題	教育内容に盛込む知識の質・量ともに、対象学年に応じた方法の見直しが必要である。	小学校を対象とした、防災に対する基本的な学習方法について検討を実施する。	中学校を対象とした、防災に対する基本的な学習方法について検討を実施する。	高校を対象とした、防災に対する基本的な学習方法について検討を実施する。		
進捗率	実績 20校	30校	20校	30校		
	累積 25.0%	62.5%	87.5%	100.0%	100%	
備考（達成度検証時の協議事項等）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間に進捗率は100%であり、目標は達成できたといえる。</li> <li>初年度に実施したカリキュラムの改善を図り、次年度以降は同学年を対象に取り組むことで学校間の意見交換を教育内容に反映することもでき、防災に対する基本的な学習方法を検討する機会となった。</li> <li>社会環境の変化に合わせて、防災教育内容および方法の更新・充実を図るとともに、実施校の増加に向けた対策が必要である。</li> </ul>						

■アクションごとの進行管理シート（記載例2）

施策目標	1	防災風土の醸成	進行管理データ区分			
施策の柱	2	地域防災力の向上	単年			
施策項目	7	防災に関する人材の育成	累積・定性的			
主担当部局	防災危機管理部					
担当者						
担当者						
関連部局	なし					
アクション	県の取組内容		目標項目	現状値	目標値	目標増分
①防災コーディネーターへの研修	フォローアップ研修を実施する。		研修回数	3回/年	6回/年	-
年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	通年評価	
事業名 事業費						
計画	研修者の対象人数、研修内容等について整理し、開催日程等の具体的な実施計画案を作成する。	同左	同左	同左		
着手	9月・1月の計2回実施した。	9月・1月の計2回実施した。	昨年度の実施月に加え、4月及びみえ地震防災の日に因み、12月の開催も含め4回実施できた。	4月・9月・12月に各々2回の開催日を設け、目標値である計6回実施できた。		
協議調整	6回の目標値に対し、2回の実施となった。参加人数が少なかったため、事前案内等の方法について検討したい。	実施回数が2回となり、参加延べ人数は昨年度より少なかった。	受講者へのアンケート等により、防災に関する話題・動向を反映する等、研修内容の更新が必要と考えられる。	開催は、計画どおり6回実施できた。参加人数は過年度と同様の結果となった。		
結果課題	次年度も継続して実施。	開催案内を徹底し、次年度も継続して実施。	研修会参加への啓発について検討が必要である。	フォローアップのカリキュラムを作成する等、継続教育の方法について検討が必要である。		
進捗率	実績 3回	6回	7回	6回		
	累積 12.5%	37.5%	62.5%	87.5%	87.5%	
備考（達成度検証時の協議事項等）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間序盤の目標値達成度が低く、通年での達成度は87.5%であった。</li> <li>・研修内容について、更新や改訂を踏まえ継続していくことが必要であると考えられる。</li> </ul>						

## 第2次三重地震対策アクションプログラム

平成19年7月

三 重 県

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 (防災危機管理部地震対策室)

電 話 059-224-2184

F A X 059-224-2199

E-mail [jishin@pref.mie.jp](mailto:jishin@pref.mie.jp)

URL <http://www.bosaimie.jp>



大豆油を原材料として使用した  
環境にやさしいインキを使用しています。



古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用。  
(表紙・仕切紙を除く)